

【公開版】

日本原燃株式会社	
資料番号	監視 00-01 R 0
提出年月日	令和3年9月3日

## 設工認に係る補足説明資料

本文、添付書類、補足説明項目への展開（監視）

（再処理施設）

## 1. 概要

- 本資料は、再処理施設の技術基準に関する規則「第 49 条 監視測定設備」に関して、基本設計方針に記載する事項、添付書類に記載すべき事項、補足説明すべき事項について整理した結果を示すものである。
- 整理にあたっては、「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて実施した。

## 2. 本資料の構成

- 「共通 0 6：本文（基本設計方針、仕様表等）、添付書類（計算書、説明書）、添付図面で記載すべき事項」及び「共通 0 7：添付書類等を踏まえた補足説明すべき項目の明確化」を踏まえて本資料において整理結果を別紙として示し、別紙を以下の通り構成する。
  - 別紙 1：基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較  
事業変更許可 本文、添付書類の記載をもとに設定した基本設計方針と発電炉の基本設計方針を比較し、記載程度の適正化等を図る。
  - 別紙 2：基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開（追而）  
基本設計方針の項目ごとに要求種別、対象設備、添付書類等への展開事項の分類、第 1 回申請の対象、第 2 回以降の申請書ごとの対象設備を展開する。
  - 別紙 3：基本設計方針の添付書類への展開（追而）  
基本設計方針の項目に対して、展開事項の分類をもとに、添付書類単位で記載すべき事項を展開する。
  - 別紙 4：添付書類の発電炉との比較（追而）  
添付書類の記載内容に対して項目単位でその記載程度を発電炉と比較し、記載すべき事項の抜けや論点として扱うべき差がないかを確認する。なお、規則の名称、添付書類の名称など差があることが明らかな項目は比較対象としない（概要などは比較対象外）。
  - 別紙 5：補足説明すべき項目の抽出（追而）  
基本設計方針を起点として、添付書類での記載事項に対して補足が必要な事項を展開する。発電炉の補足説明資料の実績との比較を行い、添付書類等から展開した補足説明資料の項目に追加すべきものを抽出する。
  - 別紙 6：変更前記載事項の既工認等との紐づけ  
基本設計方針の変更前の記載事項に対し、既認可等との紐づけを示す。  
※本別紙は、別紙 1 による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

# 別紙

## 監視00-01 【本文、添付書類、補足説明項目への展開(監視)】

別紙				備考
資料No.	名称	提出日	Rev	
別紙1	基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較	9/3	0	
別紙2	基本設計方針を踏まえた添付書類の記載及び申請回次の展開	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙3	基本設計方針の添付書類への展開	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙4	添付書類の発電炉との比較	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙5	補足説明すべき項目の抽出	9/3	0	※本別紙は追而とする。
別紙6	変更前記載事項の既工認等との紐づけ	9/3	0	※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。

## 別紙 1

# 基本設計方針の許可整合性、 発電炉との比較

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（1 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>第四十九条 監視測定設備</p> <p>再処理施設には，重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において，当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければいけい。SA1-①②③④⑥</p> <p>2 再処理施設には，重大事故等が発生した場合に工場等において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければいけい。SA1-⑤</p> <p>事業許可基準規則 第四十五条 再処理施設には，重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録することができる設備を設けなければいけい。</p>	<p>6. 放射線管理施設</p>	<p>ロ. 再処理施設の一般構造</p> <p>(o) 放射線管理施設 再処理事業所には，放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため，放射線業務従事者の出入管理，汚染管理，除染等を行う放射線管理施設を設け，放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。SA2-□</p> <p>また，放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量，空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を，中央制御室及びその他該当情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。SA2-□</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 共用項目についても、再処理施設の技術基準規則第49条において列記するため。</p>	<p>第1章 共通項目 放射線管理施設の共通項目である「1. 地盤等，2. 自然現象，3. 火災，4. 溢水等，5. 設備に対する要求（5.6 逆止め弁，5.7 内燃機関を除く。），6. その他」の基本設計方針については，原子炉冷却系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目 1. 放射線管理施設 1.1 放射線管理用計測装置</p>	<p>備考</p>

【凡例】

- 下線：基本設計方針に記載する事項(丸数字で紐づけ)
- 波線：基本設計方針と許可の記載の内容変更部分
- 灰色ハッチング：基本設計方針に記載しない事項
- 黄色ハッチング：発電炉工認と基本設計方針の記載内容が一致する箇所
- 紫字：DB設備に関する記載（比較対象外箇所）
- 🗨️：発電炉との差異の理由
- 📄：許可からの変更事項等

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（2 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(1) 系統構成及び主要設備</p> <p>放射線管理施設には，再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度，周辺監視区域境界付近の空間放射線量率，空間放射線量及び放射性物質の濃度を監視するために，放射線監視設備として排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設置し，環境管理設備として放射能観測車を配備し，試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を設置する設計とする。</p> <p>放射線から放射線業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者（以下「放射線業務従事者等」という。）を防護するため，放射線業務従事者等の出入管理，汚染管理，除染等を行うための放射線監視設備として屋内モニタリング設備及び放射線サーベイ機器を設置及び配備し，試料分析関係設備として放射能測定設備を設置し，出入管理関係設備として出入管理設備及び汚染管理設備を設置及び配備し，個人管理用設備を設置及び配備し，放射線被ばくを監視及び管理する設計とする。</p> <p>また，敷地内に，気象を観測するための環境管理設備として気象観測設備を設置する設計とする。</p> <p>放射線管理に必要な情報として管理区域における空間線量率を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設置する設計とし，管理区域における空間線量率，空気中の放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を表示する運用とすることを保安規定に定めて，管理する。</p> <p>また，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報として，再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度，周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び放射性物質の濃度を中央制御室及び使用済燃料の受入れ施設及び</p>	<p>(p) 監視設備</p> <p>再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視，測定し，並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設ける設計とする。SA2-□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，電源を受電できる設計とする。さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。SA2-□</p> <p>また，モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は，モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。SA2-□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値が設定値以上に上昇した場合，直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。SA2-□</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（3 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>貯蔵施設の制御室に表示するための設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設置する設計とする。また、緊急時対策所に表示する設計とする。</p> <p>放射線管理施設の一部は、MOX燃料加工施設、廃棄物管理施設及び六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p> <p>放射線管理施設のうち他施設と共用する設備は、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA2-㊦</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA2-㊦</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA2-㊦</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。SA2-㊦</p>	<p>8.2 重大事故等対処設備 8.2.1 概要</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA3-㊦</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA3-㊦</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から給電するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA3-㊦</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備で構成する。SA3-㊦</p> <p>監視測定に係る目的に基づく設備一覧表及び対処の実施項目を第8.2-1表及び第8.2-2表に示す。SA3-㊦</p> <p>監視測定設備の機器配置概要図を第8.2-1図～第8.2-4図に示す。SA3-㊦</p> <p>代替モニタリング設備の系統概要図を第8.2-5図及び第8.2-6図に示す。SA3-㊦</p> <p>代替モニタリング設備及び代替気象観測設備に係る可搬型データ伝送装置及び可搬型データ表示装置の系統概要図を第8.2-7図に示す。SA3-㊦</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用発電機、代替気象観測設備の可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機と各負荷設備との接続時の</p>		



## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（4 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>系統図を第 8.2-8 図に示す。SA3-◇</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備の一部は、MOX燃料加工施設と共用する。SA3-◇</p> <p>8.2.2 設計方針 代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。SA3-◇</p> <p>(1) 多様性, 位置的分散 基本方針については、「1.7.18 (1) a. 多様性, 位置的分散」に示す。SA3-◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトの一部、環境モニタリング設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。SA3-◇</p> <p>また、放射線監視設備の環境モニタリング設備は、森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備の放射能観測車は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（5 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋内及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA3-◇</p> <p>主排気筒管理建屋内及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA3-◇</p> <p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、代替放射能観測設備、代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（6 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>の環境モニタリング設備又は環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備及び環境管理設備が設置される周辺監視区域境界付近、環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA3-◇</p> <p>(2) 悪影響防止 基本方針については、「1.7.18 (1) b. 悪影響防止」に示す。SA3-◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA3-◇</p> <p>放射線監視設備のうち、主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、環境モニタリング設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA3-◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（7 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>b. 可搬型重大事故等対処設備 屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA3-④</p> <p>(3) 個数及び容量 基本方針については、「1.7.18 (2) 個数及び容量」に示す。SA3-⑤</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 (a) 放射線監視設備 主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，主排気筒管理建屋及び北換気筒管理建屋に2系列を有する設計とする。SA3-④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は，周辺監視区域境界付近において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，9台を有する設計とする。SA3-④</p> <p>(b) 試料分析関係設備 試料分析関係設備の放出管理分析設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1台を有する設計とする。SA3-④</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1台を有する設計とする。SA3-④</p> <p>(c) 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は，敷地内において</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（8 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>風向，風速その他の気象条件を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1台を有する設計とする。SA3-◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備  (a) 代替モニタリング設備  可搬型排気モニタリング設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として2台，予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として2台，予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は，可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，代替試料分析関係設備のうち，可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は，周辺監視区域において，放射性物質の濃度及び線量の監視，測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として9台，予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに，保有数は，必要数として9台，予備として故障時のバックアップを9台の合計18</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（9 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>可搬型データ表示装置は，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また，電源喪失により保存した記録が失われないよう，電磁的に記録，保存するとともに，必要な容量を保存できる設計とする。SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は，代替モニタリング設備のうち，可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として9台，予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>可搬型データ表示装置は，代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし，兼用できる設計とする。SA3-◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として8台，予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ（SA）は，建屋周辺において，線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として2台，予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（10 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>は，建屋周辺において，空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として3台，予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>(b) 代替試料分析関係設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として2台，予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>(c) 環境管理設備 MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1台を有する設計とする。SA3-◇</p> <p>(d) 代替放射能観測設備 MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は，敷地内において，空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに，保有数は，必要数として1台，予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（11 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>を確保する。SA3-◇</p> <p>(e) 代替気象観測設備 MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。 SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。 SA3-◇</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。 SA3-◇</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。 SA3-◇</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を測定できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。 SA3-◇</p> <p>(f) 環境モニタリング用代替電源設備 MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視</p>		



## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（12 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。SA3-◇</p> <p>(4) 環境条件等 基本方針については、「1.7.18 (3) 環境条件等」に示す。SA3-◇</p> <p>a. 常設重大事故等対処設備 地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「1.7.18 (5) 地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>放射線監視設備のうち、内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト、環境モニタリング設備、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトの一部、試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は、地震等により機能が損なわれる場合、代替設備による機能の確保、修理等の対応により機能を維持する設計とする。SA3-◇</p> <p>また、放射線監視設備の環境モニタリング設備は森林火災発生時に消防車による事前散水による延焼防止を図るとともに代替設備により機能を損なわない設計と</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（13 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>する。SA3-◇</p> <p>放射線監視設備，試料分析関係設備及び環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，北換気筒管理建屋，制御建屋，周辺監視区域境界付近，分析建屋，環境管理建屋及び再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>b. 可搬型重大事故等対処設備 代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋，制御建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>代替試料分析関係設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>環境管理設備の放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。SA3-◇</p> <p>代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は，外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し，風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備のうち，可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は，溢水量及び化学薬品の漏れ量を考慮し，影響を受けない高さへ</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（14 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが，設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>の保管，被水防護及び被液防護する設計とする。SA3-④</p> <p>代替モニタリング設備，代替試料分析関係設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備及び環境モニタリング用代替電源設備は，内部発生飛散物の影響を考慮し，主排気筒管理建屋，使用済燃料受入れ・貯蔵建屋，制御建屋，第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより，機能を損なわない設計とする。SA3-④</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は，積雪及び火山の影響に対して，積雪に対しては除雪する手順を，火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を整備する。SA1-⑦</p> <p>(5) 操作性の確保 基本方針については，「1.7.18 (4) a. 操作性の確保」に示す。SA3-④</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備，代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，コネクタに統一することにより，速やかに，容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA3-④</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は，通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう，系統に必要な弁等を設ける設計とし，それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。SA3-④</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は，環境モニタリング設備と容易かつ確実に接</p>		<p>SA1-⑦ (P43, P51, P68, P71 ～)</p>

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（15 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>続できるよう，ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。SA3-④</p> <p>8.2.3 主要設備の仕様 放射線管理施設の重大事故等対処設備の主要設備の仕様を第 8.2-3 表に示す。 SA3-④</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（16 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>チ．放射線管理施設の設備 再処理施設の運転時，停止時，運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において，再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度，周辺監視区域境界付近の放射線等を監視するために，試料分析関係設備として放出管理分析設備及び環境試料測定設備を，放射線監視設備として排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を，環境管理設備として放射能観測車を設ける。SA2-□</p> <p>環境モニタリング設備であるモニタリングポスト及びダストモニタについては，設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を中央制御室及び緊急時対策所に指示できる設計とする。SA2-□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，非常用所内電源系統に接続し，電源復旧までの期間，電源を受電できる設計とする。SA2-□</p> <p>さらに，モニタリングポスト及びダストモニタは，専用の無停電電源装置を有し，電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。SA2-□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は，モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し，測定値は中央制御室で監視，記録を行うことができる設計とする。SA2-□</p> <p>また，緊急時対策所でも監視することができる設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値が設定値以上に上昇した場合，直ちに中央制御室に警報を発信する設計とする。SA2-□</p>	<p>8.2.4 系統構成及び主要設備 (1) 系統構成</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（17 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】記載の適正化（以下同じ）</p> <p>【許可からの変更点等】モニタリングポスト及びダストモニタの設備階層を示すために記載した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉は、代替電源を非常用電源設備の基本設計方針で記載しているのに対し、再処理施設の事業変更許可では、放射線管理施設に係る代替電源は自条文中で説明しているため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。SA1-①②③④</p> <p>【許可からの変更点等】再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。SA1-⑤</p> <p>重大事故等が発生し、放射線監視設備のモニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設ける設計とする。SA1-⑥</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備 SA1-①②、代替モニタリング設備 SA1-①②、試料分析関係設備 SA1-③、代替試料分析関係設備 SA1-③、環境管理設備 SA1-④⑤、代替放射能観測設備 SA1-④、代替気象観測設備 SA1-⑤及び環境モニタリング用代替電源設備 SA1-⑥で構成する。</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA1-①②③④</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA1-⑤</p> <p>重大事故等が発生し、モニタリングポスト及びダストモニタの電源が喪失した場合に、代替電源から電源を供給するために必要な重大事故等対処設備を設置及び保管する。SA1-⑥</p> <p>放射線管理施設の重大事故等対処設備は、放射線監視設備 SA1-①②、代替モニタリング設備 SA1-①②、試料分析関係設備 SA1-③、代替試料分析関係設備 SA1-③、環境管理設備 SA1-④⑤、代替放射能観測設備 SA1-④、代替気象観測設備 SA1-⑤及び環境モニタリング用代替電源設備 SA1-⑥で構成する。</p> <p>放射線業務従事者等の放射線管理を確実にを行うとともに、周辺環境における線量当量等を監視するため、以下の設備を設ける。SA2-□</p> <p>中央制御室については、「へ. (4) (i) 制御室等」に、緊急時対策所については、「リ. (4) (ix) 緊急時対策所」に、非常用所内電源系統については、「リ. (1) (i) 電気設備」に記載する。SA2-□</p> <p>(1) 屋内管理用の主要な設備の種類 (i) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理</p>	<p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を使用する。SA3-④</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録できるようにするため、環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を使用する。SA3-④</p> <p>常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）への給電を可能とするため、環境モニタリング用代替電源設備を使用する。SA3-④</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条の基本設計方針では記載しない。</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び放出管理分析設備は、「7.2.2.1 代替換気設備」、「7.2.2.2 廃ガス貯留設備」としても使用する。SA3-④</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び可搬型試料分析設備は、「7.2.2.1 代替換気設備」としても使用する。SA3-④</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入</p>	<p>1.1 放射線管理用計測装置 （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために、移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録するために、環境測定装置を保管する設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータとして、原子炉格納容器内の放射線量率、最終ヒートシンクの確保及び使用済燃料プールの監視に必要なパラメータを計測する装置を設ける設計とする。</p> <p>重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の故障により、当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において、当該パラメータを推定するために必要なパラメータを計測する設備を設置する設計とする。</p> <p>重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータは、炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータとし、計測する装置は「表1 放射線管理施設の主要設備リスト」のプロセスモニタリング設備に示す重大事故等対処設備、エリアモニタリング設備のうち使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）、使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）とする。</p> <p>炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置は、設計基準事故等に想定される変動範囲の最大値を考慮し、適切に対応するための計測範囲を有する設計とするとともに、重大事故等が発生し、当該重大事故等に対処するために監視することが必要な原子炉格納容器の線量当量率等のパラメータの計測が困難となった場合に、代替パラメータによ</p>	<p>SA1-①② (P34へ)</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（18 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(2) 放射線監視設備 管理区域の主要箇所放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設置する設計とする。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を配備する。</p>	<p>及び除染のための汚染管理設備を設ける。SA2-□</p> <p>北換気筒管理建屋は、再処理施設用と廃棄物管理施設用の排気モニタリング設備をそれぞれ設置する設計とするため、「再処理規則」及び「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則」に基づき管理区域を設定する。管理区域への出入管理に用いる出入管理設備は廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA2-□</p> <p>(ii) 試料分析関係設備 作業環境、設備及び物品の放射線管理用試料の放射能を測定するため、放射能測定設備を備える。SA2-□</p> <p>(iii) 放射線監視設備 管理区域の主要箇所の放射線レベル又は放射能レベルを監視するための屋内モニタリング設備として、エリアモニタ、ダストモニタ及び臨界警報装置を設ける。また、放射線サーベイに使用する放射線サーベイ機器を備える。SA2-□</p> <p>(iv) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量評価のため、個人線量計及びホールボディカウンタを備える。SA2-□</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の放射線業務従事者等の線量評価のための設備であり、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA2-□</p>	<p>れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト及び環境モニタリング設備で構成する。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA3-◇</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。SA3-◇</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。SA3-◇</p> <p>環境管理設備は、放射能観測車及び気象観測設備で構成する。SA3-◇</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。SA3-◇</p> <p>代替気象観測設備は、可搬型気象観測設備、可搬型気象観測用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型風向風速計、可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA3-◇</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備、代替試料分析関係設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA3-◇</p> <p>放射線監視設備、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト、試料分析関係設備、環境管理設備の気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA3-◇</p>	<p>り推定ができる設計とする。 また、重大事故等時に設計基準を超える状態における発電用原子炉施設の状態を把握するための能力（計測可能範囲）を明確にするとともに、パラメータの計測が困難となった場合の代替パラメータによる推定等、複数のパラメータの中から確からしさを考慮した優先順位を保安規定に定めて管理する。 原子炉格納容器内の放射線量率等想定される重大事故等の対応に必要なパラメータは、計測又は監視できる設計とする。また、計測結果は中央制御室に指示又は表示し、記録できる設計とする。 重大事故等の対応に必要なパラメータは、安全パラメータ表示システム（SPDS）のうち緊急時対策支援システム伝送装置にて電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われないとともに帳票が出力できる設計とする。 また、記録は必要な容量を保存できる設計とする。 炉心損傷防止対策及び格納容器破損防止対策等を成功させるために必要な発電用原子炉施設の状態を把握するためのパラメータを計測する装置の電源は、非常用交流電源設備又は非常用直流電源設備の喪失等により計器電源が喪失した場合において、代替電源設備として常設代替交流電源設備、可搬型代替交流電源設備、所内常設直流電源設備、常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備を使用できる設計とする。</p> <div data-bbox="2053 1381 2522 1808" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(発電炉の記載) &lt;不一致の理由&gt; 重大事故等に対処するためのパラメータ及び監視については、当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条の基本設計方針では記載しない。</p> </div>	

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（19 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>また，環境管理設備の放射能測定車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。SA3-④</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA3-④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。SA3-④</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA3-④</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA3-④</p>		



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（20 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>(2) 屋外管理用の主要な設備の種類 (i) 試料分析関係設備 気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の分析及び放射能測定を行うため、放出管理分析設備を備える。また、周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うため、環境試料測定設備を備える。SA2-□</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近で採取した試料の放射能測定を行うための設備であり、周辺監視区域が同一の区域であることから、MOX燃料加工施設と環境試料測定設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA2-□</p> <p>重大事故等時において、再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定するため、試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA1-③</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA2-□</p> <p>試料分析関係設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統については、「リ. (1)(i) 電気設備」に示す。SA2-□</p> <p>試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成し、SA1-③ 重大事故等時において、捕集した試料の放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの濃度を測定できる設計とする。SA2-□</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA1-③</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。SA1-③</p>			<p>SA1-③ (P52 ～)</p> <p>SA1-③ (P53 ～)</p> <p>SA1-③ (P55 ～)</p> <p>SA1-③ (P55 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（21 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>重大事故等時において，環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用する。SA2-⑤</p> <p>重大事故等時において，共用する環境試料測定設備及び可搬型試料分析設備の一部は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA2-⑤</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は，自然現象，人為事象，溢水，化学薬品漏えい，火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保，修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p> <p>代替試料分析関係設備は，試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p> <p>試料分析関係設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>試料分析関係設備の放出管理分析設備は，再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1台を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する試料分析関係設備の環境試料測定設備は，再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに，1台を有する設計とする。SA1-⑩</p>			<p>SA1-⑦ (P53 へ)</p> <p>SA1-⑧ (P56 へ)</p> <p>SA1-⑨ (P53 へ)</p> <p>SA1-⑩ (P53 へ)</p> <p>SA1-⑩ (P54 へ)</p>
	<p><b>【許可からの変更点等】</b> 設備階層を示しているものであり，設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>		<p><b>【許可からの変更点等】</b> 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（22 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>可搬型試料分析設備の可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型試料分析設備の可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋及び環境管理建屋の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>(a) 主要な設備</p>	<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>		<p>SA1-⑩ (P56 ～)</p> <p>SA1-⑩ (P56 ～)</p> <p>SA1-⑩ (P56 ～)</p> <p>SA1-⑪ (P56 ～)</p> <p>SA1-⑪ (P54 ～)</p> <p>SA1-⑪ (P57 ～)</p> <p>SA1-⑬ (P54, 57 ～)</p>

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（23 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>(イ) 試料分析関係設備  [常設重大事故等対処設備]  放出管理分析設備（設計基準対象の施設と兼用）  放射能測定装置（ガスフローカウンタ）  1 台 SA2-㊦  放射能測定装置（液体シンチレーションカウンタ）  1 台 SA2-㊦  核種分析装置  1 台 SA2-㊦</p> <p>環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）  核種分析装置  1 台 SA2-㊦</p> <p>(ロ) 代替試料分析関係設備  [可搬型重大事故等対処設備]  可搬型試料分析設備  可搬型放射能測定装置（MOX燃料加工施設と共用）  2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦  可搬型核種分析装置（MOX燃料加工施設と共用）  4 台（予備として故障時のバックアップを2台） SA2-㊦  可搬型トリチウム測定装置  2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p>			

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（24 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>また，再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として，排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設置する設計とする。</p> <p>排気モニタリング設備のうち，主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は，主排気筒管理建屋に収納する。排気モニタリング設備のうち，北換気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は，北換気筒管理建屋に収納する。</p> <p>(a) 屋内モニタリング設備 再処理施設の管理区域には，作業環境の主要な箇所 の線量当量率を監視するためにエリアモニタを設置する設計とする。また，作業環境の主要な箇所 の空気中の放射性物質の濃度を監視するためにダストモニタを設置する設計とする。</p> <p>また，臨界事故が発生する可能性は極めて低いと考えられるが，多数の管理方法の組合せで臨界を防止していることにより，臨界管理上重要な施設としている溶解施設の溶解槽並びに臨界事故を想定した場合に，従事者に著しい放射線被ばくをもたらすおそれのあるセル及び室周辺に，臨界の発生を直ちに検知するとともに，従事者に臨界事故の発生を報知する臨界警報装置を設置する設計とする。</p> <p>エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，中央制御室の放射線監視盤において指示及び記録するとともに，放射線レベル又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，中央制御室の放射線監視盤及び必要な箇所において警報を発する設計とする。エリアモニタ及びダストモニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線監視盤においても当該施設に係るエリアモニタ及びダストモニタの測定値の指示及び記録を行い，放射線レベル又は</p>		<p>(2) 主要設備 a. 放射線監視設備</p>	<p>1.1.2 エリアモニタリング設備</p>	



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（25 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線監視盤において警報を発する設計とする。</p> <p>臨界警報装置は，放射線レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，中央制御室及び必要な箇所において警報を発する設計とする。</p> <p>また，非常用所内電源系統に接続できる設計とする。</p> <p>屋内モニタリング設備は，監視対象箇所想定される放射線レベル又は放射能レベルを監視できるような十分な計測範囲を有する設計にするとともに，「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考にして，事故時には，建屋立入りのための線量当量率の状況が把握できる設計とする。</p> <p>屋内モニタリング設備は，監視対象箇所の放射線状況に応じて適切な設備を設置する設計とする。</p> <p>分析建屋のダストモニタの一部は，六ヶ所保障措置分析所と共用する。</p> <p>共用する分析建屋のダストモニタの一部は，分析建屋及び六ヶ所保障措置分析所の空気中の放射性物質の捕集に必要な容量を確保する設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(ii) 放射線監視設備</p> <p>再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度並びに周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を監視するための屋外モニタリング設備として，排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備を設ける。SA2-□</p> <p>排気モニタリング設備のうち，主排気筒の排気筒モニタ及び排気サンプリング設備は，主排気筒管理建屋に収納する。SA2-□</p> <p>主排気筒管理建屋の主要構造は，鉄筋コンクリート造で，地上1階，建築面積約300m<sup>2</sup>の建物である。SA2-□</p> <p>主排気筒管理建屋機器配置概要図を第183図に示す。SA2-□</p> <p>環境モニタリング設備は，モニタリングポスト，ダストモニタ及び積算線量計で構成し，周辺監視区域境界付近に設ける。SA2-□</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の測定を行うための設備であり，周辺監視区域が同一の区域であることから，MOX燃料加工施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA2-□</p> <p>また，積算線量計は，再処理施設，MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の周辺監視区域付近の空間放射線量測定のための設備であり，周辺監視区域が同一の区域であることからMOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用し，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。SA2-□</p>	<p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  重大事故等に対処するためのプールエリア放射線モニタについては，当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため，再処理施設の技術基準規則第49条の基本設計方針では記載しない。</p> <p>(発電炉の記載)                  &lt;不一致の理由&gt;                  重大事故等に対処するための緊急時対策所エリアモニタについては，当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため，再処理施設の技術基準規則第49条の基本設計方針では記載しない。</p>	<p>(設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等時に使用済燃料プールの監視設備として，使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）を設け，想定される重大事故等により変動する可能性のある範囲にわたり測定可能な設計とする。また，計測結果は中央制御室に表示し，記録及び保存できる設計とする。</p> <p>使用済燃料プールエリア放射線モニタ（低レンジ）及び使用済燃料プールエリア放射線モニタ（高レンジ）は，常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p> <p>エリアモニタリング設備のうち緊急時対策所に設ける緊急時対策所エリアモニタは，重大事故等時に緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断ができるよう放射線量を監視，測定し，計測結果を記録及び保存できる設計とする。</p>	

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（26 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(b) 屋外モニタリング設備 再処理施設外へ放出する放射性物質の放射能レベル並びに再処理施設周辺の放射線レベル及び放射能レベルを監視するため屋外モニタリング設備を設置する設計とする。 屋外モニタリング設備は，排気モニタリング設備，排水モニタリング設備及び環境モニタリング設備で構成する。</p> <p>a. 排気モニタリング設備 排気モニタリング設備は，排気筒モニタ，排気サンプリング設備及び冷却空気出口シャフトモニタで構成する。</p> <p>排気筒モニタは，特に多重性を考慮し，2系統のガスモニタで構成し，主排気筒及び北換気筒から放出される放射性希ガスの連続監視を行い，中央制御室の放射線監視盤において指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，中央制御室の放射線監視盤において警報を発する設計とする。排気筒モニタの測定値は，緊急時対策所において指示する設計とする。また，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線監視盤においても必要な排気筒モニタの指示及び記録を行い，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線監視盤において警報を発する設計とする。排気サンプリング設備には，よう素用フィルタ，粒子用フィルタ，炭素-14 捕集装置及びトリチウム捕集装置を設けて放射性よう素，粒子状放射性物質，炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集し，定期的に回収し，放出管理分析設備にて測定できる設計とする。</p> <p>また，冷却空気出口シャフトには，ガスモニタを設け，排気口から放出される放射性希ガスを監視する設計とする。</p>			1.1.1 プロセスモニタリング設備	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（27 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等時において、排気モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。SA1-①</p> <p>重大事故等対処設備として使用する排気モニタリング設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトで構成する。SA1-①</p> <p>排気モニタリング設備は、重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする設計とする。SA1-①</p> <p>排気モニタリング設備は、再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。SA1-①</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p>	<p>重大事故等時において、再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度並びに周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するため、放射線監視設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA1-①②</p> <p>放射線監視設備は、主排気筒の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクト SA1-① 及び環境モニタリング設備 SA1-② で構成する。</p> <p>重大事故等時において、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする。SA1-①</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するため。</p> <p>排気モニタリング設備は SA1-①、放射性気体廃棄物の廃棄施設からの放出が想定される主排気筒及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする設計とする。SA3-④</p> <p>環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近をモニタリング対象とする設計とする。SA3-④</p> <p>排気モニタリング設備は、再処理施設から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。SA1-①</p>		<p>SA1-② (P32 へ)</p> <p>SA1-② (P32 へ)</p>
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>		<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>			<p>SA1-⑦ (P36 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（28 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備は、弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。同時に、主排気筒管理建屋内及び北換気筒管理建屋内に十分な台数以上（排気サンプリング設備については2系列）を有する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>	<p>【「等」の解説】                      「弁等」の指す内容は許可における記載と同様であり、列挙した場合に煩雑となるため許可の記載を用いた。</p>		<p>SA1-⑨（P39 から）</p> <p>SA1-⑨（P39 から）</p> <p>SA1-⑩（P40 から）</p>
<p>【許可からの変更点等】                      表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p>	<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「地震による損傷の防止」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>【許可からの変更点等】                      設工認申請書の章立てに合わせ変更した。</p>			<p>SA1-⑪（P42 から）</p>
<p>【「等」の解説】                      「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋内及び制御建屋内に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>				<p>SA1-⑪（P42 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（29 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 289 513 426">【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p data-bbox="181 684 513 989">（当社の記載） &lt;不一致の理由&gt; 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p data-bbox="557 239 1026 443">排気モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋内、北換気筒管理建屋内及び制御建屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p data-bbox="557 478 1026 615">主排気筒の排気モニタリング設備は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA1-⑫</p> <p data-bbox="557 684 1026 982">主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。SA1-⑫</p> <p data-bbox="557 1056 1026 1192">排気モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p data-bbox="557 1224 1026 1392">主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p data-bbox="557 1465 1026 1963">排気モニタリング設備は、「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和53年9月29日原子力委員会決定）」を参考にして計測方法及び試料採取方法を定め、放出される放射性物質の濃度及び量の測定ができるとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考にして、事故時にも放出される放射性物質の量を把握できる設計とする。 また、安全上重要な施設である主排気筒の排気筒モニタは、非常用所内電源系統に接続する設計とする。</p>		<p data-bbox="1561 289 1997 489">【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p data-bbox="1561 762 1908 972">【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は許可における記載と同様であり、列挙した場合に煩雑となるため許可の記載を用いた。</p>		<p data-bbox="2549 405 2763 443">SA1-⑪（P43 から）</p> <p data-bbox="2549 573 2763 611">SA1-⑫（P44 から）</p> <p data-bbox="2549 951 2763 989">SA1-⑫（P44 から）</p> <p data-bbox="2549 1161 2763 1199">SA1-⑬（P44 から）</p> <p data-bbox="2549 1350 2763 1388">SA1-⑬（P44 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（30 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>さらに，排気筒モニタの機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができる設計とする。</p> <p>b. 排水モニタリング設備  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">液体廃棄物の廃棄施設の低レベル廃液処理設備の第1放出前貯槽又は第2放出前貯槽から排水をサンプリングするための排水サンプリング設備を設置し，サンプリング試料を放出管理分析設備にて分析，測定できる設計とする。</span></p> <p>排水サンプリング設備は，「発電用軽水型原子炉施設における放出放射性物質の測定に関する指針（昭和53年9月29日原子力委員会決定）」を参考にして計測方法及び試料採取方法を定め，放出される放射性物質の濃度及び量の測定ができる設計とする。</p> <p>また，放出の異常の有無を確認するため排水モニタを設け，中央制御室の放射線監視盤にて指示及び記録するとともに，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，警報を発する設計とする。さらに，使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の放射線監視盤においても必要な排水モニタの指示及び記録を行い，放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，警報を発する設計とする。</p> <p>c. 環境モニタリング設備                      周辺監視区域境界付近に，空間放射線量率の連続監視を行うためのモニタリングポスト及び空間放射線量測定のための積算線量計を設置する設計とする。</p> <p>また，空気中の放射性物質の濃度を監視するため，粒子状放射性物質を連続的に捕集，測定するダストモニタを設置する設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは，その測定値を中央制御室並びに使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設の制御室の環境監視盤において指示及び記録し，空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは，環境監視盤において直ちに</p>		<div style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px; margin-top: 20px;"> <p>（発電炉の記載）                              &lt;不一致の理由&gt;                              重大事故等に対処するためのパラメータの監視については，当社では再処理施設の技術基準規則第47条の基本設計方針に記載するため，再処理施設の技術基準規則第49条の基本設計方針では記載しない。</p> </div>	<p>（設計基準の設備に係る記載のため中略）                      格納容器圧力逃がし装置の排出経路における放射線量率を測定し，放射性物質濃度を推定できるよう，フィルタ装置出口配管にフィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ），フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）を設ける設計とする。</p> <p>フィルタ装置出口放射線モニタ（低レンジ），フィルタ装置出口放射線モニタ（高レンジ）は，常設代替直流電源設備又は可搬型代替直流電源設備から給電が可能な設計とする。</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（31 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>警報を発する設計とする。モニタリングポスト及びダストモニタの測定値は、緊急時対策所において指示する設計とする。</p> <p>また、モニタリングポスト及びダストモニタから測定したデータの伝送は、モニタリングポスト及びダストモニタを設置する場所から中央制御室及び緊急時対策所間において有線系回線及び無線系回線により多様性を有し、測定値は中央制御室の環境監視盤で監視、記録を行うことができる設計とする。また、緊急時対策所でも監視することができる設計とする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、非常用所内電源系統に接続し、電源復旧までの期間、電源を受電できる設計とする。さらに、モニタリングポスト及びダストモニタは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を受電できる設計とする。</p> <p>環境モニタリング設備の測定地点、測定範囲、測定方法及び測定頻度は、「六ヶ所再処理施設周辺の環境放射線モニタリング計画について」を参考にして定めるとともに、「発電用軽水型原子炉施設における事故時の放射線計測に関する審査指針（昭和56年7月23日原子力安全委員会決定）」を参考として、事故時においても周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度の状況を把握できるものとする。</p> <p>モニタリングポスト及びダストモニタは、MOX燃料加工施設と共用する。また、積算線量計は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用するモニタリングポスト、ダストモニタ及び積算線量計は、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域が同一の区域であることにより、監視結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>		<p>（発電炉の記載）                  &lt;不一致の理由&gt;                  モニタリングポストに給電するための設備は、当社では「（9）環境モニタリング用代替電源設備」の基本設計方針にて記載するため、本項では記載しない。</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備                  （設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>モニタリング・ポストは、外部電源が使用できない場合においても、非常用交流電源設備により、空間線量率を計測することができる設計とする。</p> <p>さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。</p> <p>（設計基準の設備に係る記載のため中略）</p>	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（32 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 代替電源設備から給電できることを明確化するために記載した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>重大事故等時において、環境モニタリング設備を常設重大事故等対処設備として位置付け、周辺監視区域における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録する設計とする。SA1-②</p> <p>重大事故等対処設備として使用する環境モニタリング設備は、モニタリングポスト及びダストモニタで構成する。SA1-②</p> <p>環境モニタリング設備は、重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする設計とする。SA1-②</p> <p>モニタリングポストは、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続監視し、記録する設計とする。SA1-②</p> <p>ダストモニタは、周辺監視区域境界付近における粒子状放射性物質を連続的に捕集、測定し、記録する設計とする。SA1-②</p> <p>環境モニタリング設備は、環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。SA1-②</p> <p>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p> <p>環境モニタリング設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用する</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>重大事故等時において、再処理施設及びMOX燃料加工施設の周辺監視区域境界付近の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度をモニタリング対象とする。SA1-②</p> <p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>【許可からの変更点等】 設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するために記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】 環境モニタリング設備の構成を明確に示すために記載した。</p> <p>環境モニタリング設備のモニタリングポストは、周辺監視区域境界付近における空間放射線量率を連続監視し、記録する設計とする。SA1-②</p> <p>環境モニタリング設備のダストモニタは、周辺監視区域境界付近における粒子状放射性物質を連続的に捕集、測定し、記録する設計とする。SA1-②</p> <p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の排気筒モニタ並びに環境モニタリング設備の測定値は、中央制御室において指示及び記録し、空間放射線量率又は放射能レベルがあらかじめ設定した値を超えたときは、警報を発する。SA3-④</p> <p>また、排気筒モニタ及び環境モニタリング設備は、緊急時対策所へ測定値を送信する設計とする。SA3-④</p> <p>環境モニタリング設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>SA1-②（P27 から）</p> <p>SA1-②（P27 から）</p> <p>SA1-⑦（P36 から）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（33 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>ことにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、<u>十分な台数以上</u>を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>環境モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、<u>制御建屋内、周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所</u>に設置することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>(c) 放射線サーベイ機器                      平常時及び事故時の外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度を測定、監視するために、放射線サーベイ機器を配備する。                      放射線サーベイ関係の主要測定器及び器具として、アルファ・ベータ線用サーベイメータ、ガンマ線用サーベイメータ、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、ガスモニタ及びダストモニタを配備する。</p>	<p>【許可からの変更点等】                      表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>			<p>SA1-⑨ (P39 から)</p> <p>SA1-⑩ (P40 から)</p> <p>SA1-⑪ (P43 から)</p> <p>SA1-⑬ (P44 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（34 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>(3) 代替モニタリング設備                      重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録するために必要な重大事故等対処設備として代替モニタリング設備を設ける設計とする。SA1-①②</p> <p>代替モニタリング設備は、代替排気モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備で構成する。SA1-①②</p> <p>(a) 代替排気モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替排気モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA1-①</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p> <p>重大事故等時において、放射線監視設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA1-①②</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA2-㉓</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。SA2-㉓</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA2-㉓</p> <p>代替電源設備の一部である使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA2-㉓</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備の代替設備である可搬型排気モニタリング設備は、「リ. (1) (i) 電気設備」の一部である、代替電源設備の使用済燃料の</p>	<p>b. 代替モニタリング設備</p>		<p>SA1-①② (P17 から)</p> <p>SA1-② (P47 ～)</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（35 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      他の設備と兼用することを明確に示すため。</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>代替排気モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-①</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉の基本設計方針では兼用について説明していないため。</p> <p>可搬型データ表示装置は代替環境モニタリング設備 SA1-②及び代替気象観測設備 SA1-⑤と兼用する。SA1-①                      監視測定用運搬車は代替環境モニタリング設備 SA1-②、代替気象観測設備 SA1-⑤及び環境モニタリング用代替電源設備 SA1-⑥と兼用する。</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気モニタリング設備の接続口又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。SA1-①</p>	<p>受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機により電力を受電する設計とする。SA2-⑤</p> <p>放射線監視設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、代替モニタリング設備の可搬型重大事故等対処設備に給電するための代替電源設備については「リ. (1) (i) 電気設備」に、可搬型排気モニタリング用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。SA2-③</p> <p>代替モニタリング設備は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-①②</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。SA2-⑤</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、MOX燃料加工施設と共用する。SA2-⑤</p> <p>重大事故等時において、共用する環境モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA2-⑤</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備は、排気モニタリング設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気モニタリング設備の接続口又は使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトに接続し、主排気筒又は北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）から大気中へ放出される放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムを連続的に捕集するとともに、放射性希ガスの濃度を連続測定し、記録する設計とする。SA1-①</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、</p>	<p>SA1-② (P47 へ)</p> <p>SA1-①②⑤ (P41 から)</p> <p>SA1-①⑤ (P69 から)                      SA1-①⑥ (P72 から)</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（36 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型ガスモニタの測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する設計とする。SA1-①</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 SA1-①、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置 SA1-②及び可搬型気象観測用データ伝送装置 SA1-⑤から衛星通信により中央制御室に伝送される可搬型ガスモニタ SA1-①、可搬型環境モニタリング設備 SA1-②及び可搬型気象観測設備 SA1-⑤で同時に要求される測定値及び観測値を指示し、記録する設計とする。SA1-①②⑤</p> <p>可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存する設計とする。SA1-①②⑤⑩</p>	<p>放射線監視設備のうち、内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクト、代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒のダクトの一部及び環境モニタリング設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保、修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 データ表示装置の説明は「（3）（a）代替排気モニタリング設備」に統合して記載した。</p>	<p>周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定できる設計とし、SA1-②環境モニタリング設備のモニタリングポスト及びダストモニタを代替し得る十分な台数を有する設計とする。SA3-④</p> <p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する設計とする。SA1-①②</p> <p>可搬型データ表示装置は、中央制御室に伝送された可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示し、記録する設計とする。SA1-①②</p> <p>可搬型データ表示装置は、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録し、保存する設計とする。また、記録は必要な容量を保存する設計とする。SA1-①②⑤⑩</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 （代替試料分析関係設備及び放射能観測車に係る記載のため中略） 記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。 （代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略）</p> <p>1.1.5 環境測定装置 （代替気象観測設備に係る記載のため中略） 記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p>	<p>SA1-②（P47～）</p> <p>SA1-⑦（P27, P32, P38～）</p> <p>SA1-②（P47～）</p> <p>SA1-①（P41から） SA1-②（P41から） SA1-⑤（P41, 65, 67から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（37 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉では重大事故等時，工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は，事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し，記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング用発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。SA1-①</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-①</p> <p>可搬型データ表示装置の電源は，乾電池又は充電電池を使用する設計とする。SA1-①</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，共用によって重大事故時の</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが，設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は，重大事故等が発生した場合に，重大事故等の対処を行う前処理建屋，分離建屋，精製建屋，ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋，高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋，低レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し，及び測定し，並びにその結果を記録できる設計とする。SA1-②</p> <p>可搬型排気モニタリング設備，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は，可搬型排気モニタリング用発電機又は使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設可搬型発電機から受電する設計とする。SA1-①</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は，可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。SA1-②</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機 SA1-①及び可搬型環境モニタリング用発電機 SA1-②の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-①②</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型データ表示装置 SA1-①及び可搬型建屋周辺モニタリング設備 SA1-②の電源は，乾電池又は充電電池を使用する設計とする。SA1-①②</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は，再処理施設及びMOX燃料加工施設</p>	<p>(代替気象観測設備に係る記載のため中略)</p> <p>SA1-② (P48～)</p> <p>SA1-② (P48～)</p> <p>SA1-② (P48～)</p> <p>【許可からの変更点等】                      設備階層を示しているものであり，設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>SA1-② (P48～)</p> <p>SA1-⑨ (P48～)</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（38 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨                      内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる代替排気モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p> <p>主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋内及び制御建屋内にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p> <p>主排気筒管理建屋内及び制御建屋内に保管する場合は主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p>	<p><b>【許可からの変更点等】</b>                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>代替モニタリング設備のうち、主排気筒をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置及び可搬型排気モニタリング用発電機は、放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋及び制御建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p> <p>主排気筒管理建屋及び制御建屋内に保管する場合は放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備が設置される場所と異なる場所に保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p> <p>代替モニタリング設備のうち、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）をモニタリング対象とする可搬型排気モニタリング設備及び可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備が設置される建屋から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p>	<p>における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b>                      設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b>                      表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p><b>【許可からの変更点等】</b>                      設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>	<p>発電炉工認 基本設計方針</p>	<p>SA1-⑨ (P48へ)</p> <p>SA1-⑦ (P36から)</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（39 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は許可における記載と同様であり，列挙した場合に煩雑となるため許可の記載を用いた。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は，事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し，記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが，設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり，設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>代替モニタリング設備のうち，可搬型環境モニタリング設備，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は，放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p> <p>代替モニタリング設備の可搬型建屋周辺モニタリング設備は，放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに，制御建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋にも保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p> <p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトは，弁等の操作によって安全機能を有する施設として使用する系統構成から重大事故等対処設備としての系統構成とすることにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>放射線監視設備のうち，主排気筒の排気モニタリング設備の排気筒モニタ，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備，北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）及び環境モニタリング設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり，設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが，設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>		<p>SA1-⑧（P49～）</p> <p>SA1-⑧（P49～）</p> <p>SA1-⑨（P28～）</p> <p>SA1-⑨（P28, P33～）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（40 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング設備は、周辺監視区域境界付近において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、可搬型排気モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型排気モニタリング用発電機は、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、代替試料分析関係設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置に給電できる容量を有する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>	<p>SA1-⑩ (P28 ~)</p> <p>SA1-⑩ (P33 ~)</p>	

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（41 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型データ表示装置の保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計18台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型ガスモニタ及び可搬型環境モニタリング設備の測定値を指示できる設計とする。SA1-①②とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。SA2-⑤</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、代替モニタリング設備のうち、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>可搬型データ表示装置は、代替モニタリング設備及び代替気象観測設備で同時に要求される測定値又は観測値の表示機能を有する設計とし、兼用できる設計とする。SA-①②⑤</p>	<p>【許可からの変更点等】                      データ表示装置の測定に関する説明は「（3）（a）代替排気モニタリング設備」に統合して記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】                      設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>	<p>発電炉工認 基本設計方針</p>	<p>備考</p> <p>SA1-⑩ (P49 ～)</p> <p>SA1-⑩ (P49 ～)</p> <p>SA1-①② (P36 ～)</p> <p>SA1-⑩ (P49 ～)</p> <p>SA1-①②⑤ (P35, 36, 47, 64 ～)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（42 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する監視測定用運搬車の保有数は、必要数として3台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを4台の合計7台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として8台、予備として故障時のバックアップを8台の合計16台以上を確保する。SA1-⑩</p>			SA1-⑩（P49へ）
		<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として2台、予備として故障時のバックアップを2台の合計4台以上を確保する。SA1-⑩</p>	<p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>		SA1-⑩（P50へ）
		<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空気中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する。SA1-⑩</p>			SA1-⑩（P50へ）
		<p>地震を要因として発生した場合に対処に用いる主排気筒の排気モニタリング設備の配管の一部は、「ロ.（7）（ii）（b）（ホ）地震を要因とする重大事故等に対する施設の耐震設計」に基づく設計とすることでその機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>【許可からの変更点等】                      基本設計方針対象設備の個数については、許可本文の記載を踏まえ基本設計方針にて記載する。</p>		SA1-⑩（P46から）
		<p>放射線監視設備の主排気筒の排気モニタリング設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋及び制御建屋に設置し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可上の呼び込みの記載であるため記載しない。</p> <p>【許可からの変更点等】                      設工認申請書の章立てに合わせ変更した。</p>		SA1-⑪（P28へ）
<p>【許可からの変更点等】                      設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>				SA1-⑪（P28へ）	



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（43 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋内、制御建屋内、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型データ表示装置は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋内、制御建屋内、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を保安規定に定めて、管理する。SA1-⑦</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑩</p> <p>代替モニタリング設備のうち、可搬型データ表示装置及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。SA1-⑩</p> <p>放射線監視設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、北換気筒管理建屋、制御建屋及び周辺監視区域境界付近の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑩</p> <p>代替モニタリング設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、制御建屋、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑩</p>	<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するためした。</p>	<p>SA1-⑩（P50～）</p> <p>SA1-⑩（P50～）</p> <p>SA1-⑩（P29, 33～）</p> <p>SA1-⑩（P50～）</p> <p>SA1-⑦（P14から）</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（44 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「弁等」の指す内容は許可における記載と同様であり、列挙した場合に煩雑となるため許可の記載を用いた。</p>	<p>可搬型排気モニタリング設備及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA1-⑫</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備、代替モニタリング設備の可搬型排気モニタリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、コネクタに統一することにより、速やかに、容易かつ確実に現場での接続が可能な設計とする。SA1-⑫</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため</p>		SA1-⑫ (P29 ～)
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。SA1-⑫</p>	<p>主排気筒の排気モニタリング設備の排気サンプリング設備及び代替モニタリング設備の使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備のダクトの一部は、通常時に使用する系統から速やかに切り替えることができるよう、系統に必要な弁等を設ける設計とし、それぞれ簡易な接続及び弁等の操作により安全機能を有する施設の系統から重大事故等対処設備の系統に速やかに切り替えられる設計とする。SA1-⑫</p>		<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>	SA1-⑫ (P29 ～)
	<p>可搬型排気モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>放射線監視設備、代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング設備、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>			SA1-⑬ (P29 ～) SA1-⑬ (P33 ～) SA1-⑬ (P51 ～)
	<p>可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>代替モニタリング設備のうち、可搬型排気モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型排気モニタリング用発電機、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>		SA1-⑬ (P29 ～)
		<p>(a) 主要な設備 (イ) 放射線監視設備 [常設重大事故等対処設備] 主排気筒の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用） 排気筒モニタ 2 系列 SA2-⑫</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>		SA1-⑬ (P51 ～)

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（45 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>排気サンプリング設備 2 系列 SA2-㊦</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気モニタリング設備（設計基準対象の施設と兼用） 排気筒モニタ 2 系列 SA2-㊦ 排気サンプリング設備 2 系列 SA2-㊦</p> <p>北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用） 1 基 SA2-㊦</p> <p>使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用） 1 系列 SA2-㊦</p> <p>環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） モニタリングポスト 9 台 SA2-㊦ ダストモニタ 9 台 SA2-㊦</p> <p>（ロ） 代替モニタリング設備 [常設重大事故等対処設備] 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）（放射線監視設備と兼用） 1 系列 SA2-㊦</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 可搬型排気モニタリング設備 可搬型ガスモニタ 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） SA2-㊦ 可搬型排気サンプリング設備 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） SA2-㊦ 可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） SA2-㊦ 可搬型データ表示装置 2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦ 可搬型排気モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用）</p>			

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（46 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA2-㊦</p> <p>可搬型環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用） 可搬型線量率計 18 台（予備として故障時のバックアップを9台） SA2-㊦</p> <p>可搬型ダストモニタ 18 台（予備として故障時のバックアップを9台） SA2-㊦</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 18 台（予備として故障時のバックアップを9台） SA2-㊦</p> <p>可搬型環境モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 19 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台） SA2-㊦</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備 ガンマ線用サーベイメータ（SA） 16 台（予備として故障時のバックアップを8台） SA2-㊦</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA） 4 台（予備として故障時のバックアップを2台） SA2-㊦</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA） 6 台（予備として故障時のバックアップを3台） SA2-㊦</p> <p>可搬型ダストサンプラ（SA） 6 台（予備として故障時のバックアップを3台） SA2-㊦</p> <p>監視測定用運搬車（MOX燃料加工施設と共用） 7 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） SA1-㊩</p>	<p>【許可からの変更点等】 監視測定用運搬車の説明は「（3）（a）代替排気モニタリング設備」に統合して記載した。</p>		<p>SA1-㊩（P42へ）</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（47 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では兼用について説明していないため。</p>	<p>(b) 代替環境モニタリング設備</p> <p>重大事故等時において、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替環境モニタリング設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA1-②</p> <p>代替環境モニタリング設備は、可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型データ表示装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-②</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する。SA1-②</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する。SA1-②</p> <p>可搬型環境モニタリング設備は、環境モニタリング設備が機能喪失した場合に、周辺監視区域において、線量を測定するとともに、空気中の粒子状放射性物質を連続的に捕集及び測定する設計とする。SA1-②</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し、監視及び記録する設計とする。SA1-②</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等の対処を行う前処理建屋、分離建屋、精製建屋、ウラン・プルトニウム混合脱硝建屋、高レベル廃液ガラス固化建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋の周辺における線量当量率並びに出入管理室を設置する出入管理建屋、低</p>	<p>【許可からの変更点等】 代替される設備との関係を明確化するために設工認で新たに階層を設定したため。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 代替環境モニタリング設備の記録の保存については、当社では、「(3)(a) 代替排気モニタリング設備」の基本設計方針にて記載するため、本項では記載しない。</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備</p> <p>(設計基準の設備、代替試料分析関係設備及び代替放射能観測設備に係る記載のため中略)</p> <p>モニタリング・ポストが機能喪失した場合にその機能を代替する移動式周辺モニタリング設備として、可搬型モニタリング・ポストを設け、重大事故等が発生した場合に、周辺監視区域境界付近において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。記録は、電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</p> <p>可搬型モニタリング・ポストは、モニタリング・ポストを代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で可搬型モニタリング・ポスト端末にて監視できる設計とする。</p>	<p>備考</p> <p>SA1-② (P34 から)</p> <p>SA1-② (P35 から)</p> <p>SA1-② (P41 から)</p> <p>SA1-② (P36 から)</p> <p>SA1-② (P36 から)</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（48 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 発電炉の記載に合わせ、記載を修正した。</p>	<p>レベル廃棄物処理建屋及び使用済燃料受入れ・貯蔵管理建屋の周辺における空気中の放射性物質の濃度及び線量当量率を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるように、測定値を指示する設計とする。SA1-②</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 発電所海側の測定については、再処理施設の立地状況（海に面していない）ことから不要としていることを踏まえ記載しない。</p>	<p>可搬型モニタリング・ポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策所付近等において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とする。とともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング用発電機から受電する設計とする。SA1-②</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条では記載しない。</p>	<p>これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とする。</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型環境モニタリング用発電機の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-②</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条では記載しない。</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の電源は、乾電池又は充電電池を使用する設計とする。SA1-②</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条では記載しない。</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-②</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条では記載しない。</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>	<p>SA1-②（P37 から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条では記載しない。</p>	<p>SA1-⑧（P39 から）</p>	<p>SA1-⑧（P39 から）</p>
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそ</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 緊急時対策所付近の測定については、当社では再処理施設の技術基準規則第50条の基本設計方針に記載するため、再処理施設の技術基準規則第49条では記載しない。</p>	<p>SA1-⑧（P39 から）</p>	<p>SA1-⑧（P39 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（49 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>れがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、制御建屋内及び使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用データ伝送装置は、可搬型環境モニタリング設備の測定値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計 18 台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング用発電機は、可搬型環境モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のガンマ線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備の中性子線用サーベイメータ（SA）は、建屋周辺において、線量当量率を測定するための計測範囲を有する設計とす</p>	<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型環境モニタリング設備は、周辺監視区域において、放射性物質の濃度及び線量の監視、測定に必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時のバックアップを9台の合計 18 台以上を確保する。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>			<p>SA1-⑧（P39 から）</p> <p>SA1-⑩（P41 から）</p> <p>SA1-⑩（P41 から）</p> <p>SA1-⑩（P42 から）</p> <p>SA1-⑩（P42 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（50 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>るとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型建屋周辺モニタリング設備のアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）及び可搬型ダストサンプラ（SA）は、建屋周辺において、空气中の放射性物質の濃度を測定するためのサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保し、可搬型ダストサンプラ（SA）の保有数は、必要数として3台、予備として故障時のバックアップを3台の合計6台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型建屋周辺モニタリング設備及び可搬型環境モニタリング用発電機は、外部からの衝撃による損傷を防止できる制御建屋内、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>			<p>SA1-⑩（P42 から）</p> <p>SA1-⑩（P42 から）</p> <p>SA1-⑪（P43 から）</p>
<p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p>	<p>可搬型建屋周辺モニタリング設備は、溢水量及び化学薬品の漏えい量を考慮し、影響を受けない高さへの保管、被水防護及び被液防護する設計とする。SA1-⑪</p> <p>可搬型環境モニタリング設備、可搬型環境モニタリング用データ伝送装置、可搬型環境モニタリング用発電機及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、制御建屋内、使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>			<p>SA1-⑪（P43 から）</p> <p>SA1-⑪（P43 から）</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（51 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を保安規定に定めて、管理する。SA1-⑦</p> <p>可搬型環境モニタリング設備及び可搬型建屋周辺モニタリング設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>可搬型環境モニタリング用データ伝送装置及び可搬型環境モニタリング用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>			<p>SA1-⑦ (P14 から)</p> <p>SA1-⑬ (P44 から)</p> <p>SA1-⑬ (P44 から)</p>

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（52 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p data-bbox="181 1415 507 1682">（当社の記載）            &lt;不一致の理由&gt;            発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p data-bbox="557 239 1032 506">（4） 試料分析関係設備            再処理施設の放射線管理に伴う作業環境の放射線管理用試料，放射性廃棄物の放出管理用試料及び環境試料の一般化学分析，放射化学分析及び放射能測定を行うため，放射能測定設備，放出管理分析設備及び環境試料測定設備を設置する設計とする。</p> <p data-bbox="557 548 1032 667">作業環境，設備及び物品の放射線管理用試料中の放射性物質の濃度及び密度を測定するため放射能測定設備を設置する設計とする。</p> <p data-bbox="557 684 1032 804">気体廃棄物及び液体廃棄物の放出に係る試料の前処理，分析及び放射能測定を行う放出管理分析設備を設置する設計とする。</p> <p data-bbox="557 846 1032 966">また，周辺監視区域境界付近及び周辺地域で採取した試料の放射能測定を行う環境試料測定設備を設置する設計とする。</p> <p data-bbox="557 1008 1032 1079">環境試料測定設備の一部は，MOX燃料加工施設と共用する。</p> <p data-bbox="557 1121 1032 1316">共用する環境試料測定設備は，仕様及び運用を各施設で同一とし，周辺監視区域が同一の区域であることにより，測定結果の共有を図る設計とすることで，共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p data-bbox="557 1358 1032 1554">重大事故等時において，試料分析関係設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，再処理施設外へ放出する放射性物質の濃度及び周辺監視区域境界付近の空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。SA1-③</p>		<p data-bbox="1561 239 2027 359">c. 試料分析関係設備            試料分析関係設備は，採取された排気試料又は環境試料を測定できる設計とする。SA3-④</p>		<p data-bbox="2549 1528 2763 1554">SA1-③（P20 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（53 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>重大事故等対処設備として使用する試料分析関係設備は、放出管理分析設備及び環境試料測定設備で構成する。SA1-③</p> <p>放出管理分析設備は、主排気筒の排気サンプリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備で捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を表示する設計とする。SA1-③</p> <p>また、環境試料測定設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度並びに再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を表示する設計とする。SA1-③</p> <p>環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる試料分析関係設備は、自然現象、人為事象、溢水、化学薬品漏えい、火災及び内部発生飛散物に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p> <p>試料分析関係設備は、安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>放出管理分析設備は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数以上を有する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>【許可からの変更点等】 設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 記録できる設計であることを明確化。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可の記載を統合して記載した。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>	<p>放出管理分析設備は、主排気筒の排気サンプリング設備及び北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備で捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定できる設計とする。SA1-③</p> <p>環境試料測定設備は、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定できる設計とする。SA1-③</p> <p>環境試料測定設備は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定できる設計とする。SA1-③</p> <p>環境試料測定設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>SA1-③ (P20 から)</p> <p>SA1-⑦ (P21 から)</p> <p>SA1-⑨ (P21 から)</p> <p>SA1-⑩ (P21 から)</p>	

基本設計方針の許可整合性, 発電炉との比較 第49条 (監視測定設備) (54 / 81)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点等】                      表現の差異(「建屋」と「建屋内」)を統一した。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する環境試料測定設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数以上を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、分析建屋内及び環境管理建屋内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>			<p>SA1-⑩ (P21 から)</p> <p>SA1-⑪ (P22 から)</p> <p>SA1-⑬ (P22 から)</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（55 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>(5) 代替試料分析関係設備</p> <p>重大事故等時において、試料分析関係設備が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替試料分析関係設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA1-③</p> <p>代替試料分析関係設備は、可搬型試料分析設備で構成する。SA1-③</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型試料分析設備のうち、可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型試料分析設備のうち、可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置は、可搬型排気モニタリング用発電機から受電し、可搬型放射能測定装置の電源は、乾電池又は充電池を使用する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p>	<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時、工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p> <p>【許可からの変更点等】 記録できる設計であることを明確化。</p> <p>【許可からの変更点等】 可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置が可搬型試料分析設備に含まれることを明確にするために記載。</p>	<p>d. 代替試料分析関係設備</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 当社では、海上モニタリングは、再処理施設の立地状況（海に面していない）を踏まえ不要としており海上モニタリングのみに使用する設備（電離箱サーベイ・メータ及び小型船舶）は記載しない。</p> <p>可搬型試料分析設備は、放出管理分析設備が機能喪失した場合に、主排気筒の排気サンプリング設備、北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）の排気サンプリング設備及び可搬型排気サンプリング設備で捕集した放射性よう素、粒子状放射性物質、炭素-14 及びトリチウムの放射性物質の濃度を測定する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型試料分析設備は、環境試料測定設備が機能喪失した場合に、ダストモニタ及び可搬型ダストモニタで捕集した粒子状放射性物質の濃度を測定する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型試料分析設備のうち、可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設からの放射性物質の放出のおそれがあると判断した場合に、再処理施設及びその周辺で採取した、水中及び土壌中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型核種分析装置及び可搬型トリチウム測定装置は、可搬型排気モニタリング用発電機から受電し、可搬型放射能測定装置の電源は、乾電池又は充電池を使用する設計とする。SA1-③</p> <p>可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺（発電所の周辺海域を含む。）において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空气中、水中、土壌中）及び放射線量を監視するための移動式周辺モニタリング設備として、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ、ZnSシンチレーションサーベイ・メータ及び電離箱サーベイ・メータを設け、測定結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、可搬型ダスト・よう素サンプリング（個数2（予備1））、小型船舶（個数1（予備1））を保管する設計とする。</p> <p>(代替放射能観測設備及び代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略)</p>	<p>SA1-③（P20 から）</p> <p>SA1-③（P20 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（56 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>代替試料分析関係設備は、試料分析関係設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を試料分析関係設備が設置される建屋から100m以上の隔離距離を確保した外部保管エリアに保管するとともに、主排気筒管理建屋内にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>可搬型トリチウム測定装置は、再処理施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設から放出される放射性物質の濃度を測定できる計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>代替試料分析関係設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる主排気筒管理建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能測定装置及び可搬型核種分析装置は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>SA1-⑧（P21 から）</p> <p>SA1-⑩（P22 から）</p> <p>SA1-⑩（P22 から）</p> <p>SA1-⑩（P22 から）</p> <p>SA1-⑩（P22 から）</p>	<p>備考</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（57 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替試料分析関係設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>代替試料分析関係設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>【許可からの変更点等】                      表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p>			<p>SA1-⑪ (P22 から)</p> <p>SA1-⑬ (P22 から)</p>

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（58 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(6) 環境管理設備</p> <p>平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため、空間放射線量率測定器、中性子線用サーベイメータ、ダストサンプラ、よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載した無線通話装置付きの放射能観測車を設ける設計とする。また、敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、風向、風速、日射量、放射収支量、雨量及び温度を観測し、記録する気象観測設備を設置する設計とする。</p> <p>気象観測設備は、その観測値を中央制御室の気象盤において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする。</p> <p>放射能観測車は、MOX燃料加工施設と共用する。また、気象観測設備の一部は、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。</p> <p>共用する放射能観測車及び気象観測設備の一部は、仕様及び運用を各施設で同一とし、周辺監視区域及び敷地が同一の区域であることにより、測定結果の共有を図る設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>	<p>(iii) 環境管理設備</p> <p>敷地内に気象を観測する気象観測設備を設ける。また、敷地周辺の放射線モニタリングを行う放射能観測車を備える。2-□</p> <p>放射能観測車は、再処理施設及びMOX燃料加工施設の平常時及び事故時に敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質濃度を迅速に測定するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設と共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。2-□</p> <p>また、気象観測設備は、再処理施設、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設の敷地内において気象を観測するための設備であり、敷地が同一であることから、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と気象観測設備の一部を共用し、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。2-□</p>	<p>e. 環境管理設備</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（59 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時，工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>					
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時，工場等における風向，風速その他の気象条件の測定を環境測定装置の可搬型気象観測設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等時において，放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付け，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定する設計とする。SA1-④</p> <p>重大事故等時において，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付け，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。SA1-⑤</p>	<p>重大事故等時において，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を迅速に測定するため，放射能観測車を可搬型重大事故等対処設備として位置付ける。SA1-④</p> <p>重大事故等時において，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録するため，気象観測設備を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA1-⑤</p>	<p>【許可からの変更点等】 設計基準対象設備と重大事故等対処設備を明確化するため。</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時，工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて実施することとしているため。</p>	<p>重大事故等対処設備として使用する環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。SA1-④⑤</p> <p>放射能観測車は，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため，空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し，無線通話装置を配備するとともに，測定値を記録できるように指示する設計とする。SA1-④</p>	<p>環境管理設備は，放射能観測車及び気象観測設備で構成する。SA1-④⑤</p>	<p>放射能観測車は，空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定するため，空間放射線量率測定器，中性子線用サーベイメータ，ダストサンプラ，よう素サンプラ及び放射能測定器を搭載し，無線通話装置を備える設計とする。SA1-④</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉では重大事故等時，工場等およびその周辺における放射性物質濃度の測定を移動式周辺モニタリング設備にて，また工場等における風向，風速その他の気象条件の測定を環境測定装置の可搬型気象観測設備にて実施することとしているため。</p>	<p>環境管理設備は，重大事故等時において，敷地内の気象条件 SA1-⑤，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度 SA1-④をモニタリング対象とする設計とする。</p>	<p>重大事故等時において，敷地内の気象条件 SA1-⑤，敷地周辺の空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度 SA1-④をモニタリング対象とする。</p>	<p>【許可からの変更点等】 記録できる設計であることを明確化。</p>		

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（60 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>	<p>環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨ MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>内の事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は、自然現象、人為事象、溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保又は修理の対応により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p> <p>気象観測設備は、安全機能を有する施設として使用する場合同様に重大事故等対処設備として使用することにより、他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>屋外に保管する放射能観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、十分な台数以上を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>気象観測設備は、敷地周辺の公衆の線量評価に資するため、風向、風速、日射量、放射収支量及び雨量を観測し、記録する設計とする。また、その観測値を中央制御室において指示及び記録するとともに、緊急時対策所において指示する設計とする。SA3-④</p> <p>環境管理設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>SA1-⑦（P65 から）</p> <p>SA1-⑨（P65 から）</p> <p>SA1-⑨（P66 から）</p> <p>SA1-⑩（P66 から）</p> <p>SA1-⑩（P66 から）</p> <p>SA1-⑪（P67 から）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（61 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【「等」の解説】 「固縛等」とは設備を固定する手段の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>屋外に保管する放射能観測車は，風（台風）及び竜巻に対して，風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し，当該設備の転倒防止，固縛等の措置を講じて保管する設計とする。SA1-⑪</p> <p>気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し，再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより，機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境管理設備は，再処理施設の運転中又は停止中に校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は，事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し，記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが，設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>			<p>SA1-⑪（P67 から）</p> <p>SA1-⑪（P68 から）</p> <p>SA1-⑬（P68 から）</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（62 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>(7) 代替放射能観測設備 重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA1-④</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。SA1-④</p> <p>可搬型放射能観測設備は、放射能観測車が機能喪失した場合に、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定し、記録できるように、測定値を指示する設計とする。SA1-④</p> <p>【許可からの変更点等】 記録できる設計であることを明確化。</p> <p>可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電池を使用する設計とする。SA1-④</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>代替放射能観測設備は、環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍から100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p>	<p>重大事故等時において、放射能観測車が機能喪失した場合に、その機能を代替する代替放射能観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA1-④</p> <p>代替放射能観測設備は、可搬型放射能観測設備で構成する。SA1-④</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針においては、移動式周辺モニタリング設備によって空間放射線量率の測定を行うとの記載がないが、再処理施設の事業変更許可では、空間放射線量率を測定することを説明しており、再処理施設の設工認は事業変更許可を踏襲し記載するため、発電炉と記載が異なる。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>f. 代替放射能観測設備</p> <p>可搬型放射能観測設備は、放射能観測車が機能喪失した場合に、空間放射線量率及び空気中の放射性物質の濃度を測定する設計とする。SA1-④</p> <p>可搬型放射能観測設備の電源は、乾電池又は充電池を使用する。SA1-④</p> <p>可搬型放射能観測設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型放射能観測設備は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備及び代替試料分析関係設備に係る記載のため中略) 放射能観測車のダスト・よう素サンプラ、よう素測定装置又はダストモニタが機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として、可搬型ダスト・よう素サンプラ、NaIシンチレーションサーベイ・メータ、β線サーベイ・メータ及びZnSシンチレーションサーベイ・メータを設け、重大事故等が発生した場合に、発電所及びその周辺において、発電用原子炉施設から放出される放射性物質の濃度（空気中）を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録し、保存できるように測定値を表示できる設計とし、放射能観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。 (代替環境モニタリング設備に係る記載のため中略)</p>	<p>備考</p> <p>SA1-⑧ (P65 から)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（63 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空气中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）、ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）、中性子線用サーベイメータ（SA）及びアルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）の保有数は、必要数及び予備として故障時のバックアップを含め十分な台数以上を確保し、可搬型ダスト・よう素サンプラの保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。</p> <p>SA1-⑩ 代替放射能観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑩</p> <p>代替放射能観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>代替放射能観測設備は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 再処理施設の事業変更許可では線量の測定について説明しているため、記載が異なる。</p> <p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>1</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>1</p>	<p>SA1-⑩（P66 から）</p> <p>SA1-⑪（P67 から）</p> <p>SA1-⑪（P68 から）</p> <p>SA1-⑬（P68 から）</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（64 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが，再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し，設備構成としての一文を追加しているため，発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では兼用について説明していないため。</p>	<p>（8）代替気象観測設備</p> <p>重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA1-⑤</p> <p>代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-⑤</p> <p>可搬型データ表示装置は代替排気モニタリング設備と兼用する。SA1-⑤</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する。SA1-⑤</p> <p>可搬型気象観測設備は，気象観測設備が機能喪失した場合に，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。SA1-⑤</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し，指示及び記録する設計とする。SA1-⑤</p>	<p>重大事故等時において，気象観測設備が機能喪失した場合に，その機能を代替する代替気象観測設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA1-⑤</p> <p>代替気象観測設備は，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型風向風速計，可搬型気象観測用発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-⑤</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA2-㊦</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。SA2-㊦</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA2-㊦</p> <p>環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための，受電開閉設備，所内高圧系統については，「リ．（1）（i）電気設備」に，可搬型気象観測用発電機等へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については，「リ．（4）（vii）補機駆動用燃料補給設備」に示す。SA2-㊦</p> <p>重大事故等時において，環境管理設備，可搬型放射能観測設備，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。SA2-㊦</p>	<p>g．代替気象観測設備</p> <p>【許可からの変更点等】 他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> <p>可搬型気象観測設備は，気象観測設備が機能喪失した場合に，敷地内の風向，風速，日射量，放射収支量及び雨量を観測し，及びその結果を記録する設計とする。SA1-⑤</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送し，指示及び記録する設計とする。SA1-⑤</p> <p>（発電炉の記載） ＜不一致の理由＞ 記録の保存に用いる設備については，当社では，「（a）代替排気モニタリング設備」の基本設計方針において記載するため，本項では記載しない。</p>	<p>1.1.5 環境測定装置</p> <p>（設計基準の設備に係る記載のため中略）</p> <p>重大事故等が発生した場合に発電所において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録するための設備として，可搬型気象観測設備（個数1（予備1））を設ける設計とする。気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替する重大事故等対処設備として，可搬型気象観測設備は，重大事故等が発生した場合に発電所において，風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録できる設計とする。記録は，電磁的に記録，保存し，電源喪失により保存した記録が失われず，必要な容量を保存できる設計とする。可搬型気象観測設備の指示値は，衛星系回線により伝送し，緊急時対策所で可搬型気象観測設備端末にて監視できる設計とする。</p>	<p>SA1-⑤（P41 から）</p> <p>SA1-⑤（P69 から）</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（65 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが，再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し，可搬型の測定機器類の電源について記載しているため，発電炉と記載表現が異なる。</p>	<p>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測用発電機から受電する設計とする。SA1-⑤</p> <p>また，可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-⑤</p> <p>可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>重大事故等時において，共用する環境管理設備，可搬型放射能観測設備，可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA2-⑤</p> <p>内的事象を要因として発生した場合に対処に用いる環境管理設備は，自然現象，人為事象，溢水及び火災に対して代替設備による機能の確保，修理の対応等により重大事故等に対処するための機能を損なわない設計とする。SA1-⑦</p>	<p>可搬型データ表示装置は，中央制御室に伝送された可搬型気象観測設備の観測値を指示し，記録する設計とする。SA1-⑤</p> <p>可搬型データ表示装置は，電源喪失により保存した記録が失われないよう，電磁的に記録し，保存する。また，記録は必要な容量を保存する。SA3-④</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置は，可搬型気象観測用発電機から受電し，代替気象観測設備の可搬型データ表示装置の電源は，乾電池又は充電電池を使用 SA3-④する設計とする。SA1-⑤</p> <p>また，可搬型気象観測用発電機の運転に必要な燃料は，補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-⑤</p> <p>可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p>	<p>【許可からの変更点等】                      データ表示装置の説明は「（3）（a）代替排気モニタリング設備」に統合して記載した。</p>	<p>SA1-⑤（P36～）</p> <p>SA1-⑦（P60～）</p>
<p>（当社の記載）                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は，事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し，記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>代替気象観測設備は，環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を，環境管理設備が設置される再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管するとともに，可搬型風向風速計は主排気筒管理建屋にも保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p> <p>【許可からの変更点等】                      可搬型風向風速計の保管場所を明確化したため。</p>	<p>【許可からの変更点等】                      再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが，設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は，環境管理設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように，故障時バックアップを含めて必要な数量を環境管理設備が設置される環境管理建屋近傍及び再処理施設の敷地内の露場から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は，安全機能を有する施設として使用する場合と同様に重大事故等対処設備として使用することにより，他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備，可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は，再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し，共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>【許可からの変更点等】                      設備階層を示しているものであり，設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>	<p>SA1-⑧（P62～）</p> <p>SA1-⑨（P60～）</p>	

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（66 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載)                      &lt;不一致の理由&gt;                      当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各SA設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測</p>	<p>屋外に保管する環境管理設備の放射線観測車は、竜巻により飛来物とならないよう必要に応じて固縛等の措置をとることで他の設備に悪影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測するために必要な計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境管理設備の放射能観測車は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲に対して十分な容量を有する設計とするとともに、1台を有する設計とする。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する代替放射能観測設備は、敷地内において、空気中の放射性物質の濃度及び線量を測定するために必要なサンプリング量及び計測範囲を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測設備は、敷地内において風向、風速その他の気象条件を観測できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用データ伝送装置は、可搬型気象観測設備の観測値を衛星通信により中央制御室及び緊急時対策所に伝送できる設計とするとともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する可搬型気象観測用発電機は、可搬型気象観測設備</p>	<p>【許可からの変更点等】                      設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】                      仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】                      表現の差異（「保守点検」と「点検保守」）を統一した。</p>		<p>SA1-⑨ (P60～)</p> <p>SA1-⑩ (P60～)</p> <p>SA1-⑩ (P60～)</p> <p>SA1-⑩ (P63～)</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（67 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>【許可からの変更点等】 可搬型風向風速計の保管場所を明確化したため。</p> <p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>設備及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「保守点検」と「点検保守」）を統一した。</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を観測できる設計とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p> <p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる、主排気筒管理建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一した。</p>	<p>及び可搬型気象観測用データ伝送装置に給電できる容量を有する設計とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>可搬型データ表示装置は、可搬型気象観測用データ伝送装置から衛星通信により伝送される可搬型気象観測設備の観測値を指示できる設計とする。SA1-⑤とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時のバックアップを1台の合計2台以上を確保する。SA2-㉒</p> <p>また、電源喪失により保存した記録が失われないよう、電磁的に記録、保存するとともに、必要な容量を保存できる設計とする。SA2-㉒</p> <p>可搬型風向風速計は、敷地内において風向、風速を観測できる設計とともに、保有数は、必要数として1台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを2台の合計3台以上を確保する。SA1-⑩</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は、風（台風）、竜巻、積雪及び火山の影響に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重、積雪荷重及び降下火砕物による積載荷重により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>屋外に保管する環境管理設備の放射能観測車は、風（台風）及び竜巻に対して、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し、当該設備の転倒防止、固縛等の措置を講じて保管する設計とする。SA1-⑪</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境管理設備の気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、再処理施設の敷地内の露場の内部発生飛散物の影響を受けない場所に設置することにより、機能</p>	<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 データ表示装置の測定に関する説明は「（3）（a）代替排気モニタリング設備」に統合して記載した。</p> <p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>SA1-⑤（P36～）</p> <p>SA1-⑪（P60～）</p> <p>SA1-⑪（P61～）</p> <p>SA1-⑪（P63～）</p>	<p>備考</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（68 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>	<p>代替気象観測設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋内、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を保安規定に定めて、管理する。SA1-⑦</p> <p>可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p>	<p>を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>代替放射能観測設備及び代替気象観測設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、主排気筒管理建屋、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一記載した。</p> <p>環境管理設備、代替放射能観測設備、代替気象観測設備のうち、可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は、再処理施設の運転中又は停止中に校正、機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置及び可搬型気象観測用発電機は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA1-⑬</p> <p>(a) 主要な設備 (イ) 環境管理設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用） [常設重大事故等対処設備] 気象観測設備（風向風速計、日射計、放射収支計、雨量計） 1 台 SA2-㉔</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] 放射能観測車 1 台 SA2-㉔</p> <p>(ロ) 代替放射能観測設備 可搬型放射能観測設備（MOX燃料加工施設と共用） [可搬型重大事故等対処設備] ガンマ線用サーベイメータ（NaI（Tl）シンチレーション）（SA）</p>	<p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p> <p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>	<p>発電炉工認 基本設計方針</p>	<p>備考</p> <p>SA1-⑪ (P61 へ)</p> <p>SA1-⑪ (P63 へ)</p> <p>SA1-⑦ (P14 から)</p> <p>SA1-⑬ (P61, 63 へ)</p>

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（69 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
		<p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>ガンマ線用サーベイメータ（電離箱）（SA）</p> <p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>中性子線用サーベイメータ（SA）</p> <p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>アルファ・ベータ線用サーベイメータ（SA）</p> <p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>可搬型ダスト・よう素サンプラ（SA）</p> <p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>（ハ） 代替気象観測設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA2-㊦</p> <p>可搬型気象観測用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>可搬型データ表示装置（代替モニタリング設備と兼用）</p> <p>2 台（予備として故障時のバックアップを1台） SA2-㊦</p> <p>可搬型気象観測用発電機（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA2-㊦</p> <p>可搬型風向風速計</p> <p>3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA2-㊦</p> <p>監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用） SA1-①⑤</p> <p>3 台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA2-㊦</p>	<p>【許可からの変更点等】 監視測定用運搬車の説明は「（3）（a）代替排気モニタリング設備」及び「（8）代替気象観測設備」に記載した。</p>		<p>SA1-①⑤（P35, 64～）</p>



基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（70 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では設備構成を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、設備構成としての一文を追加しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針では兼用について説明していないため。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 発電炉の基本設計方針で可搬型の測定機器類の電源を説明していないが、再処理施設は事業変更許可の記載を踏襲し、可搬型の測定機器類の電源について記載しているため、発電炉と記載表現が異なる。</p> <p>(当社の記載) ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文中に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>(9) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として設ける設計とする。SA1-⑥</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-⑥</p> <p>監視測定用運搬車は代替排気モニタリング設備と兼用する。SA1-⑥</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備への電源が喪失した場合に、モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。SA1-⑥</p> <p>また、環境モニタリング用代替電源設備の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-⑥</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>(iv) 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>重大事故等時において、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、代替電源から給電するため、環境モニタリング用代替電源設備を可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA1-⑥</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング用可搬型発電機及び監視測定用運搬車で構成する。SA1-⑥</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、MOX燃料加工施設と共用する。SA2-⑤</p> <p>共用する環境モニタリング用代替電源設備は、給電先が共用する環境モニタリング設備であり、必要となる電力及び燃料が増加するものではないことから、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA2-⑤</p> <p>設計基準対象の施設と兼用する電気設備の一部である受電開閉設備等を常設重大事故等対処設備として位置付ける。SA2-③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油貯槽を常設重大事故等対処設備として設置する。SA2-③</p> <p>補機駆動用燃料補給設備の一部である軽油用タンクローリを可搬型重大事故等対処設備として配備する。SA2-③</p> <p>放射線監視設備、試料分析関係設備及び環境管理設備の常設重大事故等対処設備に給電するための、受電開閉設備、所内高圧系統、所内低圧系統及び計測制御用交流電源設備については、「リ. (1) (i) 電気設備」に、環境モニタリング用可搬型発電機へ給油するための補機駆動用燃料補給設備については、「リ. (4) (vii) 補機駆動用燃料補給設備」に示す。SA2-③</p>	<p>h. 環境モニタリング用代替電源設備</p> <p>(発電炉の記載) ＜不一致の理由＞ 設計基準の設備に係る記載であるため、当社では、再処理施設の技術基準規則第21条の基本設計方針に記載する。</p> <p>【許可からの変更点等】 他の設備と兼用することを明確に示すため。</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、非常用所内電源系統から環境モニタリング設備の電源が喪失した場合に、モニタリングポスト及びダストモニタに給電できる設計とする。SA1-⑥</p> <p>また、環境モニタリング用代替電源設備の運転に必要な燃料は、補機駆動用燃料補給設備から補給が可能な設計とする。SA1-⑥</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機は、MOX燃料加工施設と共用する。SA1-⑨</p> <p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用可搬型発電機は、再処理施設及びMOX燃料加工施設における重大事故等対処を考慮し、共用によって重大事故時の対処に影響を及ぼさない設計とする。SA1-⑨</p>	<p>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p> <p>さらに、モニタリング・ポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計とし、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源設備及び可搬型代替交流電源設備から給電できる設計とする。 (設計基準の設備に係る記載のため中略)</p>	<p>SA1-⑥ (P72 から)</p>

基本設計方針の許可整合性、発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（71 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る設計とする。SA1-⑧</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備と共通要因によって同時にその機能が損なわれるおそれがないように、故障時バックアップを含めて必要な数量を放射線監視設備の環境モニタリング設備が設置される周辺監視区域境界付近から 100m以上の離隔距離を確保した複数の外部保管エリアに分散して保管することで位置的分散を図る。SA1-⑧</p>	<p>【許可からの変更点等】 設備階層を示しているものであり、設工認では設備区分ごとに章立てしているため反映しない。</p>		
<p>【「等」の解説】 「風（台風）等」とは建屋により損傷を防止する自然現象の総称として示した記載であることから許可の記載を用いた。</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数並びに予備として故障時及び点検保守による待機除外時のバックアップを含め十分な台数以上を確保する設計とする。SA1-⑩</p>	<p>MOX燃料加工施設と共用する環境モニタリング用代替電源設備は、放射線監視設備の環境モニタリング設備に給電できる容量を有する設計とするとともに、保有数は、必要数として9台、予備として故障時及び保守点検による待機除外時のバックアップを10台の合計19台以上を確保する。SA1-⑩</p>	<p>【許可からの変更点等】 仕様表対象設備の台数は仕様表に記載するため。</p>		
<p>（当社の記載） ＜不一致の理由＞ 当社は、事業変更許可時に事業許可基準規則第33条重大事故等対処設備の設計方針を各 SA 設備条文に展開し、記載していることから当社特有の記載としている。</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所内及び第2保管庫・貯水所内の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、積雪及び火山の影響に対して、積雪に対しては除雪する手順を、火山の影響（降下火砕物による積算荷重）に対しては除灰及び屋内へ配備する手順を保安規定に定めて、管理する。SA1-⑦</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。SA1-⑫</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が</p>	<p>環境モニタリング用代替電源設備は、外部からの衝撃による損傷を防止できる第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所に保管し、風（台風）等により機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は内部発生飛散物の影響を考慮し、第1保管庫・貯水所及び第2保管庫・貯水所の内部発生飛散物の影響を受けない場所に保管することにより、機能を損なわない設計とする。SA1-⑪</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、環境モニタリング設備と容易かつ確実に接続できるよう、ケーブルはボルト・ネジ接続又はより簡便な接続方式を用いる設計とする。SA1-⑫</p> <p>環境モニタリング用代替電源設備は、再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認、性能の確認及び外観の確認が可能な</p>	<p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「保守点検」と「点検保守」）を統一。</p> <p>【許可からの変更点等】 表現の差異（「建屋」と「建屋内」）を統一。</p> <p>【許可からの変更点等】 再処理施設の事業変更許可では複数の設備を括って記載しているが、設工認では設備区分ごとに章立てして記載するため。</p>		<p>SA1-⑦（P14 から）</p>



基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（72 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>可能な設計とする。SA1-⑬</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><b>【許可からの変更点等】</b> 監視測定用運搬車の説明は「(3) (a) 代替排気モニタリング設備」及び「(9) 環境モニタリング用代替電源設備」に記載。</p> </div>	<p>設計とする。SA1-⑬</p> <p>(a) 主要な設備</p> <p>(イ) 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>環境モニタリング用可搬型発電機 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>19 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台)</p> <p>SA2-㊦</p> <p>容 量 約5 kVA/台 SA2-㊦</p> <p>監視測定用運搬車 (代替モニタリング設備と兼用) SA1-①⑥</p> <p>7 台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) SA2-㊦</p>	<p>8.2.5 試験・検査</p> <p>基本方針については、「1.7.18 (4) b. 試験・検査性」に示す。SA3-㊤</p> <p>放射線監視設備，試料分析関係設備，代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング設備，可搬型環境モニタリング設備，可搬型建屋周辺モニタリング設備，代替試料分析関係設備，環境管理設備，代替放射能観測設備，代替気象観測設備のうち，可搬型気象観測設備及び可搬型風向風速計は，再処理施設の運転中又は停止中に校正，機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA3-㊤</p> <p>また，放射線監視設備のうち，主排気筒の排気モニタリング設備及び北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備は，各々が独立して試験又は検査が可能な設計とする。SA3-㊤</p> <p>代替モニタリング設備のうち，可搬型排気モニタリング用データ伝送装置，可搬型データ表示装置，可搬型排気モニタリング用発電機，可搬型環境モニタリング用データ伝送装置，可搬型環境モニタリング用発電機，可搬型気象観測用データ伝送装置，可搬型気象観測用発電機及び環境モニタリング用代替電源設備は，再処理施設の運転中又は停止中に機能の確認，性能の確認及び外観の確認が可能な設計とする。SA3-㊤</p> <p>第8.2-3表(1) 放射線管理施設の主要設備の仕様 SA3-㊤</p> <p>(1) 放射線監視設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a. 主排気筒の排気モニタリング設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(a) 排気筒モニタ</p> <p>数 量 2系列 SA3-㊤</p> <p>計測範囲 低レンジ <math>10 \sim 10^6 \text{ min}^{-1}</math> 中レンジ <math>10 \sim 10^6 \text{ min}^{-1}</math> 高レンジ <math>10^{-12} \sim 10^{-7} \text{ A}</math></p> <p>SA3-㊤</p> <p>(b) 排気サンプリング設備</p> <p>数 量 2系列 SA3-㊤</p> <p>b. 北換気筒 (使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒) の排気モニタリング設備</p>		<p>SA1-①⑥ (P35, 70 ~)</p>

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（73 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(a)排気筒モニタ 数 量 2系列 SA3-◇ 計測範囲 <math>10 \sim 10^6 \text{ m i n}^{-1}</math> SA3-◇</p> <p>(b)排気サンプリング設備 数 量 2系列 SA3-◇</p> <p>c.北換気筒（使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気筒）（設計基準対象の施設と兼用） 数 量 1基 SA3-◇</p> <p>d.使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用） 数 量 1系列 SA3-◇</p> <p>e.環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>(a)モニタリングポスト 種 類 Na I (Tl) シンチレーション式検出器 SA3-◇ 電離箱式検出器 SA3-◇ 計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^1 \mu \text{ G y} / \text{h}</math>（低レンジ） SA3-◇ <math>10^0 \sim 10^5 \mu \text{ G y} / \text{h}</math>（高レンジ） SA3-◇ 台 数 9台 SA3-◇</p> <p>(b)ダストモニタ 種 類 Zn S (Ag) シンチレーション式検出器 SA3-◇ プラスチックシンチレーション式検出器 SA3-◇ 計測範囲 <math>10^{-2} \sim 10^4 \text{ s}^{-1}</math> SA3-◇ 台 数 9台 SA3-◇</p> <p>(2) 代替モニタリング設備 [常設重大事故等対処設備] a.使用済燃料受入れ・貯蔵建屋換気設備（設計基準対象の施設と兼用）（放射線監視設備と兼用） 数 量 1系列 SA3-◇</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備] a.可搬型排気モニタリング設備 (a)可搬型ガスモニタ 種 類 電離箱式検出器 SA3-◇ 計測範囲 <math>10^{-15} \sim 10^{-8} \text{ A}</math> SA3-◇ 台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） SA3-◇</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（74 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>(b)可搬型排気サンプリング設備 台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） SA3-◇</p> <p>b.可搬型排気モニタリング用データ伝送装置 台 数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） SA3-◇</p> <p>c.可搬型データ表示装置 台 数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） SA3-◇</p> <p>d.可搬型排気モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA3-◇ 容 量 約3kVA/台 SA3-◇</p> <p>e.可搬型環境モニタリング設備（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>(a)可搬型線量率計 種 類 NaI(Tl)シンチレーション式検出器 SA3-◇ 半導体式検出器 SA3-◇ 計測範囲 B. G. ~100mSv/h又はmGy/h SA3-◇ 台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台） SA3-◇</p> <p>(b)可搬型ダストモニタ 種 類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 SA3-◇ プラスチックシンチレーション式検出器 SA3-◇ 計測範囲 B. G. ~99.9kmin<sup>-1</sup> SA3-◇ 台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台） SA3-◇</p> <p>f.可搬型環境モニタリング用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 18台（予備として故障時のバックアップを9台） SA3-◇</p> <p>g.可搬型環境モニタリング用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台 数 19台（予備として故障時及</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（75 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>び待機除外時のバックアップを10台) SA3-◇</p> <p>容量 約3kVA/台 SA3-◇</p> <p>h. 可搬型建屋周辺モニタリング設備</p> <p>(a) ガンマ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>台数 16台 (予備として故障時のバックアップを8台) SA3-◇</p> <p>種類 半導体式検出器 SA3-◇</p> <p>計測範囲 0.0001~1,000mSv/h SA3-◇</p> <p>(b) 中性子線用サーベイメータ (SA)</p> <p>台数 4台 (予備として故障時のバックアップを2台) SA3-◇</p> <p>種類 <sup>3</sup>He 計数管 SA3-◇</p> <p>計測範囲 0.01~10,000μSv/h SA3-◇</p> <p>(c) アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA)</p> <p>台数 6台 (予備として故障時のバックアップを3台) SA3-◇</p> <p>種類 ZnS (Ag) シンチレーション式検出器 SA3-◇</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 SA3-◇</p> <p>計測範囲 B. G. ~100kmin<sup>-1</sup> (アルファ線) SA3-◇</p> <p>B. G. ~300kmin<sup>-1</sup> (ベータ線) SA3-◇</p> <p>(d) 可搬型ダストサンプラ (SA)</p> <p>台数 6台 (予備として故障時のバックアップを3台) SA3-◇</p> <p>i. 監視測定用運搬車 (MOX燃料加工施設と共用)</p> <p>台数 7台 (予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台) SA3-◇</p> <p>(3) 試料分析関係設備 [常設重大事故等対処設備]</p> <p>a. 放出管理分析設備 (設計基準対象の施設と兼用)</p> <p>(a) 放射能測定装置 (ガスフローカウンタ)</p> <p>種類 ガスフローカウンタ SA3-◇</p> <p>計測範囲 B. G. ~99.9kmin<sup>-1</sup> SA3-◇</p> <p>台数 1台 SA3-◇</p> <p>(b) 放射能測定装置 (液体シンチレーシ</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（76 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>（イ）電子カウンタ）</p> <p>種類 光電子増倍管 SA3-◇</p> <p>計測範囲 0～2,000 keV SA3-◇</p> <p>台数 1台 SA3-◇</p> <p>（c）核種分析装置</p> <p>種類 Ge半導体 SA3-◇</p> <p>計測範囲 10～2,500 keV SA3-◇</p> <p>台数 1台 SA3-◇</p> <p>b. 環境試料測定設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>（a）核種分析装置</p> <p>種類 Ge半導体 SA3-◇</p> <p>計測範囲 30～10,000 keV SA3-◇</p> <p>台数 1台 SA3-◇</p> <p>（4）代替試料分析関係設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型試料分析設備</p> <p>（a）可搬型放射能測定装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>種類 ZnS(Ag)シンチレーション式検出器 SA3-◇</p> <p>プラスチックシンチレーション式検出器 SA3-◇</p> <p>計測範囲 B. G. ～99.9 km<sup>-1</sup> SA3-◇</p> <p>台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） SA3-◇</p> <p>（b）可搬型トリチウム測定装置</p> <p>種類 光電子増倍管 SA3-◇</p> <p>計測範囲 2～2,000 keV SA3-◇</p> <p>台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） SA3-◇</p> <p>（c）可搬型核種分析装置（MOX燃料加工施設と共用）</p> <p>種類 Ge半導体式検出器 SA3-◇</p> <p>計測範囲 27.5～11,000 keV SA3-◇</p> <p>台数 4台（予備として故障時のバックアップを2台） SA3-◇</p> <p>（5）環境管理設備（MOX燃料加工施設と共用）（設計基準対象の施設と兼用）</p> <p>[常設重大事故等対処設備]</p> <p>a. 気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）</p> <p>台数 1台 SA3-◇</p> <p>[可搬型重大事故等対処設備]</p>		



## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（77 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>a.放射能観測車 台数 1台 SA3-◇</p> <p>(6) 代替放射能観測設備 [可搬型重大事故等対処設備] a.可搬型放射能観測設備 (MOX燃料加工施設と共用) (a)ガンマ線用サーベイメータ (NaI (T1)シンチレーション) (SA) 種類 NaI (T1)シンチレーション式検出器 SA3-◇ 計測範囲 B. G. <math>\sim 30 \mu \text{Sv/h}</math>, <math>0 \sim 30 \text{k s}^{-1}</math> SA3-◇ 台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA3-◇</p> <p>(b)ガンマ線用サーベイメータ (電離箱) (SA) 種類 電離箱式検出器 SA3-◇ 計測範囲 <math>0.001 \sim 300 \text{mSv/h}</math> SA3-◇ 台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA3-◇</p> <p>(c)中性子線用サーベイメータ (SA) 種類 <math>^3\text{He}</math>計数管 SA3-◇ 計測範囲 <math>0.01 \sim 10,000 \mu \text{Sv/h}</math> SA3-◇ 台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA3-◇</p> <p>(d)アルファ・ベータ線用サーベイメータ (SA) 種類 ZnS (Ag)シンチレーション式検出器 SA3-◇ プラスチックシンチレーション式検出器 SA3-◇ 計測範囲 B. G. <math>\sim 100 \text{km i n}^{-1}</math> (アルファ線) SA3-◇ B. G. <math>\sim 300 \text{km i n}^{-1}</math> (ベータ線) SA3-◇ 台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA3-◇</p> <p>(e)可搬型ダスト・よう素サンプラ (SA) 台数 2台 (予備として故障時のバックアップを1台) SA3-◇</p> <p>(7) 代替気象観測設備</p>		

基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（78 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>[可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 可搬型気象観測設備（風向風速計，日射計，放射収支計，雨量計）（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA3-◇</p> <p>b. 可搬型気象観測用データ伝送装置（MOX燃料加工施設と共用） 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） SA3-◇</p> <p>c. 可搬型データ表示装置（代替モニタリング設備と兼用） 台数 2台（予備として故障時のバックアップを1台） SA3-◇</p> <p>d. 可搬型気象観測用発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA3-◇ 容量 約3kVA/台 SA3-◇</p> <p>e. 可搬型風向風速計 台数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA3-◇</p> <p>f. 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用） 台数 3台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを2台） SA3-◇</p> <p>(8) 環境モニタリング用代替電源設備 [可搬型重大事故等対処設備]</p> <p>a. 環境モニタリング用可搬型発電機（MOX燃料加工施設と共用） 台数 19台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを10台） SA3-◇ 容量 約5kVA/台 SA3-◇</p> <p>b. 監視測定用運搬車（代替モニタリング設備と兼用） 台数 7台（予備として故障時及び待機除外時のバックアップを4台） SA3-◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（79 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>1.9.45 監視測定設備</p> <p>(監視測定設備)</p> <p>第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。</p> <p>(解釈)</p> <p>1 第1項に規定する「再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講じた設備をいう。</p> <p>一 モニタリング設備は、重大事故等が発生した場合に放出されると想定される放射性物質の濃度及び線量を測定できるものであること。</p> <p>二 常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数のモニタリングカー又は可搬型の代替モニタリング設備を配備すること。</p> <p>三 常設モニタリング設備は、代替電源設備からの給電を可能とすること。</p> <p>適合のための設計方針 第1項について</p> <p>重大事故等が発生した場合に再処理施設から大気中へ放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できるようにするため、放射線監視設備、代替モニタリング設備、試料分析関係設備、代替試料分析関係設備、環境管理設備の放射能観測車及び代替放射能観測設備を設ける設計とする。SA3-◇</p> <p>代替モニタリング設備は、常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）が機能喪失しても代替し得る十分な台数を配備する設計とする。SA3-◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（80 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
			<p>また，常設モニタリング設備（モニタリングポスト等）は，環境モニタリング用代替電源設備の環境モニタリング用可搬型発電機からの給電を可能とする設計とする。SA3-◇</p> <p>第2項について</p> <p>重大事故等が発生した場合に敷地内の風向，風速その他の気象条件を測定し，及びその結果を記録できるようにするため，環境管理設備の気象観測設備及び代替気象観測設備を設ける設計とする。SA3-◇</p>		

## 基本設計方針の許可整合性，発電炉との比較 第49条（監視測定設備）（81 / 81）

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	発電炉工認 基本設計方針	備考
	<p>(10) 出入管理関係設備 放射線業務従事者等の管理区域の出入管理のための出入管理設備並びに汚染管理及び除染のための汚染管理設備を設置する設計とする。</p> <p>(a) 出入管理設備 再処理施設の管理区域への立入りは、原則としてゲートを有した出入管理設備を設置した出入管理室を通る設計とし、ここで放射線業務従事者等の出入管理及び物品類の搬出入管理を行う設計とする。また、放射線管理に必要な各種サーベイメータを配備する。本サーベイメータは放射線サーベイ機器と兼ねる。</p> <p>出入管理設備の一部は、廃棄物管理施設と共用する。 共用する出入管理設備の仕様及び出入管理に係る運用を各施設で同一とする設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>(b) 汚染管理設備 管理区域への出入りに伴う汚染管理及び除染を行うため、更衣室、シャワー室、手洗い場及び退出モニタを設置する設計とする。また、汚染サーベイメータ及び汚染除去用器材を配備する。本サーベイメータは放射線サーベイ機器と兼ねる。さらに、管理区域で使用した防護衣の洗濯を行う洗濯設備を設置する設計とする。</p> <p>(11) 個人管理用設備 放射線業務従事者等の線量管理のため、外部被ばくに係る線量当量を測定する個人線量計を配備し、内部被ばくによる線量を評価するためのホールボディカウンタを設置する設計とする。</p> <p>個人線量計及びホールボディカウンタは、MOX燃料加工施設及び廃棄物管理施設と共用する。 共用する個人線量計及びホールボディカウンタは、仕様及び運用を各施設で統一し、必要な個数を確保する設計とすることで、共用によって再処理施設の安全性を損なわない設計とする。</p>				



第四十九条（監視測定設備）					
S A 1. 技術基準の条文，解釈への適合に関する考え方					
No.	基本設計方針に記載する事項	設工認資料作成の考え方（理由）	項・号	解釈	添付書類
①	排気モニタリング設備及び代替排気モニタリング設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	1 項	—	a, b, c, d
②	環境モニタリング設備及び代替環境モニタリング設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容		—	a, b, c, d
③	試料分析関係設備及び代替試料分析関係設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容		—	a, b, c, d
④	環境管理設備（放射能観測車）及び代替放射能観測設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容		—	a, b, c, d
⑤	環境管理設備（気象観測設備）及び代替気象観測設備に係る設計の方針	技術基準の要求事項を受けている内容	2 項	—	a, b, c, d
⑥	環境モニタリング用代替電源設備に係る設計の方針	事業変更許可申請書の要求事項を受けている内容	1 項	—	a, b, c, d
⑦	放射線管理施設（重大事故等対処設備）に係る運用	運用に関する詳細を保安規定に定めることを記載する内容		—	—
⑧	共通要因故障に対する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第四十九条）の設備として考慮すべき特記事項	2 項 一号	—	b
			3 項 二号 四号 六号	—	
⑨	悪影響防止に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第四十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 六号	—	b
⑩	個数及び容量に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち，技術基準規則（第四十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1 項 一号	—	a, c

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

⑪	環境条件等に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 二号 七号	—	b
			3項 三号 四号	—	
⑫	操作性の確保に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 三号 五号	—	b
			3項 一号 五号	—	
⑬	試験・検査の確保に関する内容	技術基準規則（第三十六条）に基づく共通設計方針のうち、技術基準規則（第四十九条）の設備として考慮すべき特記事項	1項 四号	—	b

## S A 2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	設計基準設備に関する内容	二十一条「放射線管理施設」で説明するため記載しない。	—
②	重複記載	前後述の本文に重複した記載があるため記載しない。	—
③	他条文の参照	他条文を参照するための記載のため記載しない。	—
④	設備仕様	仕様表にて記載する。	e
⑤	添付書類記載内容	添付書類六の内容を基本設計方針とするため記載しない。	—

## S A 3. 事業変更許可申請書の添五、六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方

No.	項目	考え方	添付書類
①	重複記載	本文での記載内容又は添付書類の記載と重複するため記載しない。	—
②	設備仕様	仕様表にて記載する。	e
③	外部火災発生時の対処に係る内容	第八条「外部からの衝撃による損傷の防止」で説明するため	—
④	他条文の参照	他条文を参照するための記載のため。	—

## 設工認申請書 各条文の設計の考え方

◇	他項の呼び込みに関する記載	事業許可変更申請書において他項を呼び込むための記載であるため、記載しない。	—
◇	図表の呼び込みに係る記載	図表を参照するための記載のため記載しない。	—
◇	設計基準設備に関する内容	二十一条「放射線管理施設」で説明するため記載しない。	—
S A 4. 添付書類等			
No.	書類名		
a	VI-1-1-3 設備別記載事項の設定根拠に関する説明書（放射線管理施設）		
b	VI-1-1-4 安全機能を有する施設及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書（放射線管理施設）		
c	VI-1-4 放射線管理施設に関する説明書（計測範囲等の説明書を含む）		
d	再処理施設に関する図面 i-1 配置図 i-2 系統図 i-3 構造図		
e	仕様表（仕様）		

## 別紙 2

# 基本設計方針を踏まえた添付書類の 記載及び申請回次の展開

※本別紙は追而とする。

## 別紙3

# 基本設計方針の添付書類への展開

※本別紙は追而とする。



## 別紙 4

# 添付書類の発電炉との比較

※本別紙は追而とする。

## 別紙5

### 補足説明すべき項目の抽出

※本別紙は追而とする。

## 別紙6

# 変更前記載事項の 既工認等との紐づけ

※本別紙は、別紙1による基本設計方針の記載事項の確定後に示す。